

令和8年9月15日

第2回青森県障がい者施策推進協議会

資料2－1

## 第4次青森県障がい者計画関連事業の実施状況 (令和7年度の実施状況)

青森県健康医療福祉部障がい福祉課

## 1. 障がい・障がい者への理解促進と共生

### (1) 障がい・障がい者への理解促進

障がい・障がい者に対する理解を促進していくとともに、県民一人ひとりが、「地域で生まれ、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会」である「青森県型地域共生社会」の実現に向け、障がい者の差別の解消や権利擁護の推進、虐待防止等に係る県民理解を促進するための各種取組を推進します。

#### ①共生社会づくりの推進

##### ◆1(1)①-1 共生社会づくりの推進

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

- ・障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮等の障害者基本法及び障害者差別解消法に定める基本的な考え方の周知
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

#### ②行政、企業における職員研修

##### ◆1(1)②-1 職員研修での理解促進

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

- ・県及び市町村職員等を対象とした初任者研修において、障害者差別解消法の趣旨等を説明
- ・県民の集会等に直接出向いて説明する出前トーク等において、障害者差別解消法の趣旨等を説明

### (2) 障害者週間をはじめとした広報・啓発活動

障がい・障がい者への県民理解を促進するため、国や市町村、障がい者団体等と連携し、障害者週間等を活用し、障害者差別解消法や障害者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律の一層の浸透、障がい者の権利擁護に係る機運醸成に向けた各種の広報・啓発活動に取り組みます。

#### ①障害者週間をはじめとした広報活動の展開

##### ◆1(2)①-1 「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」募集

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

障がい者への理解を促進するため、「障害者週間」(12/3～9)に 合わせて作文・ポスターを募集(内閣府との共催)。

- ・作文・ポスターの優秀作品を知事表彰
- ・「障害者週間」啓発用ポスターを関係機関、関係団体等に配布

##### ◆1(2)①-2 マスコミ等による広報活動により理解と参加促進

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

広報誌やラジオなど県の広報計画を活用し、県民の福祉活動への理解と参加を促進する。

- ・盲導犬や車いす使用者用駐車場、ヘルプマーク・ヘルプカード、障害者差別解消法に対する県民の理解推進

#### ②障がい者本人の意見の反映

##### ◆1(2)②-1 各種審議会等委員への障がい者の委嘱

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

障がい者本人の意見を施策へ反映させるため、障がい者に直接かかわる各種審議会等委員への障がい者当事者、その家族の委嘱を行う。

## 2. 生活支援の充実

### (1) 利用者本位の生活支援体制の整備

障がい者が、地域で安心して暮らすことができるようにするため、市町村における保健・医療・福祉等の各種サービスの一体的かつ広域的な提供体制の構築を推進します。

また、福祉サービス等の利用者の利便性を向上するため、市町村における総合相談窓口の適切な運営やサービス利用手続きの簡素化を推進します。

さらに、社会福祉事業者が提供する無福祉サービスの質の向上を図るため、サービス内容を客観的に評価し、公表する第三者評価機関による評価体制の適切な運営を推進します。

#### ①相談・支援体制の整備・充実

##### ◆2(1)①—1 あおもり地域保健・医療・福祉総合推進事業(R5年度に終了)

(健康医療福祉部 健康医療福祉政策課)

県民が生涯にわたり地域において安心して生活ができるよう、市町村における保健・医療・福祉包括ケアシステム構築を支援。

##### ◆2(1)①—2 地域生活定着支援事業

(健康医療福祉部 健康医療福祉政策課)

高齢又は障がい有する者、福祉的な支援を必要とする矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所及び少年院)退所予定者又は刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等について、退所後又は釈放後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を保護観察所と協働して進める青森県地域生活定着支援センターを設置し、対象者の社会復帰を支援する。(H23～・被疑者等支援業務はR3～)

- ・コーディネート業務：福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う。
- ・フォローアップ業務：対象者を受け入れた社会福祉施設等に対して必要な助言を行う。
- ・相談支援業務：本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。
- ・被疑者等支援業務：保護観察所からの依頼に基づき、被疑者・被告人等の福祉ニーズ等を確認し、受入先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う。

##### ◆2(1)①—3 生活困窮者自立相談支援事業

(健康医療福祉部 健康医療福祉政策課)

複合的な問題を抱えた生活困窮者をアウトリーチ等の手法により積極的に把握した上で、相談を受け付け、アセスメント、スクリーニングを経て関係機関へつなぐ、あるいは支援プランを作成し自立相談支援機関自らが対象者に寄り添いながら自立に至るまでの支援を実施する。

#### 実績

|          | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|----------|------|------|------|------|------|
| 新規相談受付件数 | 837件 | 681件 | 661件 | 565件 | 574件 |
| プラン作成件数  | 448件 | 386件 | 470件 | 594件 | 489件 |
| 就労支援対象者数 | 95件  | 99件  | 82件  | 116件 | 109件 |
| 就労者・増収者  | 37人  | 53人  | 30人  | 42人  | 42人  |

#### ②わかりやすい総合相談窓口の設置と利用手続きの簡素化

福祉サービス等に関する総合相談窓口に向けた支援や各種サービスの利用手続きの簡素化により、サービス利用者等の利便性の向上を推進します。

### ◆2(1)②-1 相談支援事業

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

障がい者等への必要な情報の提供、助言、その他障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助の実施。H18以降、全市町村で実施

- ・福祉サービスの利用援助
- ・社会資源を活用するための支援
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介

### ◆2(1)②-2 行政手続オンライン化推進整備事業

(総合政策部 DX推進課)

行政手続の申請を受付窓口に出向くことなく、自宅や職場のインターネットを利用して電子的に行政手続を申請できる「青森県電子申請・届出システム」を運用する。

## (2) 障がい者の権利擁護の推進

障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、権利擁護に関する広報・啓発を行うとともに、相談支援体制の適切な運営を推進します。

また、社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質に対する利用者等からの苦情相談を解決するため、第三者機関による苦情相談解決体制の適切な運営を推進します。

さらに、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るため、障がい者虐待の防止に関する広報・啓発を行うとともに、市町村と連携した虐待防止体制の適切な運営を推進します。

### ① 障がい者の権利擁護体制の整備

障がい者の人権侵害等に対する問題解決を図るため、人権擁護の啓発を行うほか、相談支援体制の整備に努めるほか、相談支援体制の整備・充実を推進します。

### ◆2(2)①-1 「障害者110番」運営事業

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

常設窓口を設置し(相談員2人配置)、障がい者の権利擁護に係る相談等に対応する。

実績

|      | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|------|------|------|------|------|------|
| 相談件数 | 944件 | 532件 | 519件 | 503件 | 732件 |

### ◆2(2)①-2 日常生活自立支援事業

(健康医療福祉部 健康医療福祉政策課)

ひとり暮らしの認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の権利を擁護し、地域で自立した生活が送れるような支援体制の整備。

- ・日常生活自立支援センター設置事業 (青森県社会福祉協議会に設置)
- ・日常生活自立支援サービス実施事業 (県社協が県内9基幹的社協に委託して実施)

実績

|           | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 実績(実利用者数) | 682人 | 648人 | 624人 | 656人 | 704人 |

### ◆2(2)①-3 障がい者差別解消推進事業

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)に基づき、障がい者及びその家族等からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に対応するための体制を整備するとともに、関係者等による障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障がいを理由とする差別を解消するための協議等を行う。

- ・障がい者差別解消相談事業の実施（青森県身体障害者福祉協会委託）

#### 実績

|       | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談等件数 | 27件 | 22件 | 40件 | 20件 | 25件 |

### ②苦情相談解決体制の充実

福祉サービス等に関する苦情相談解決体制を整備し、公正・中立的な立場から問題の解決を図ります。

#### ◆2(2)②-1 福祉サービス苦情解決事業

（健康医療福祉部 健康医療福祉政策課）

福祉サービスに対する利用者等からの苦情を適切に解決するための支援体制の整備に要する経費を補助。

- ・運営適正化委員会の設置運営（青森県社会福祉協議会にて実施）

#### 実績

|        | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 苦情受付件数 | 28件 | 26件 | 26件 | 25件 | 19件 |

### ③虐待防止体制の整備

#### ◆2(2)③-1 障がい者権利擁護事業

（健康医療福祉部 障がい福祉課）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、県は障がい者権利擁護センター、市町村は市町村障害者虐待防止センターの機能を果たすこととなっている（県の障がい者権利擁護センターは本庁（障がい福祉課）と青森県社会福祉協議会（委託））。このため、県では障がい者虐待に関する相談等に応ずるとともに、市町村や障がい者福祉施設の従事者や管理者等を対象とした研修会を実施する。また、県障がい者権利擁護センター及び市町村を対象に、専門職（社会福祉士、弁護士）による相談を実施し、対応力の向上や対応体制の整備の推進等を図る。

- ・青森県障がい者権利擁護センター設置運営事業の実施（青森県社会福祉協議会委託）

#### 実績

|       | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談等件数 | 47件 | 64件 | 62件 | 58件 | 52件 |

- ・障がい者虐待防止・権利擁護研修事業の実施（青森県社会福祉協議会委託）

#### 実績

|        | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 研修参加者数 | 2,038人 | 2,873人 | 2,420人 | 2,427人 | 2,042人 |

- ・障がい者権利擁護相談支援事業（青森県社会福祉士会委託）

#### ◆2(2)③-2 高齢者権利擁護相談支援事業（H24～）

（健康医療福祉部 高齢福祉保険課）

市町村及び地域包括支援センターを対象に、社会福祉士と弁護士による専門職チームが高齢者の虐待対応等権利擁護に関する相談を実施することにより、市町村における高齢者虐待への対応力の向上及び対応体制の整備の推進を図る。

- ・市町村等からの高齢者虐待に係る対応困難事例に関する相談（専門的アドバイザー派遣）

**実績** R7対応件数：2件

- ・市町村等における高齢者虐待対応に係る体制づくりに関する相談

**実績** R7対応件数：2件

- ・その他高齢者虐待等権利擁護に関する相談対応

### (3) 障害福祉サービス等の充実

障がい者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳に相応しい日常生活や社会生活を地域で営むことができるようにするため、在宅サービス等の障害福祉サービスの充実を図ります。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、「青森県障がい福祉サービス実施計画」におい

て、在宅サービス等を含め障害福祉サービスの必要見込量を定め、計画的にサービスを提供します。

## ◆2(3)ー1 市町村障害福祉計画及び青森県障がい福祉サービス実施計画の策定

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

第7期(令和6～令和8年度)の青森県障がい福祉サービス実施計画及び市町村障害福祉計画により、障害福祉サービスを計画的に提供。

### (4) 地域生活支援サービスの充実

障がい者が地域で安心して生活できるようにするため、障害福祉サービス制度とともに、地域生活の支援に必要なサービスの充実を図ります。

また、障がい者の日常生活や社会生活における利便性を高め、経済的負担の軽減を図るため、相談・生活支援や情報提供支援を行う体制の適切な運営を推進するとともに、医療費助成や福祉用具の給付、各種手当の支給等を適時適切に行います。

#### ①地域での生活を支援する在宅サービスの充実

障がい者の社会参加を促進するため、地域生活支援事業の充実を図るとともに、意思疎通手段の確保、補装具・日常生活用具等給付事業の推進、障がい者の社会活動等の推進を図ります。

#### ◆2(4)①ー1 社会参加支援事業(県)

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

県が実施している地域生活支援事業の中の一事業として実施

- ・県障がい者社会参加推進センター運営事業
- ・芸術・文化講座開催等事業
- ・スポーツ・レクリエーション教室の開催
- ・奉仕員養成事業(手話・要約筆記・点訳・朗読)
- ・サービス提供者情報提供等事業
- ・精神障がい者家族学習交流会 他

#### ◆2(4)①ー2 社会参加支援事業(市町村)

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

市町村が実施している地域生活支援事業の中の一事業として実施。

実績

R7年度 → 8市町村で実施

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| ・レクリエーション教室開催事業 | 2市町で実施 |
| ・点字・声の広報等発行事業   | 6市で実施  |
| ・芸術文化活動振興       | 1市で実施  |

#### ◆2(4)①ー3 補装具の給付等

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

身体障がい者(児)の身体の欠損又は機能の損傷を補い、日常生活又は職業活動を容易にする義肢・車椅子・補聴器・視覚障がい者安全つえ・装具の給付(交付・修理)を行う。(全市町村で実施)

実績

| 給付状況 | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 障がい者 | 3,100件 | 2,987件 | 3,190件 | 3,019件 | 2,928件 |
| 障がい児 | 970件   | 842件   | 763件   | 841件   | 691件   |

#### ◆2(4)①ー4 日常生活用具の給付

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

重度身体障がい者(児)及び知的障がい児の日常生活がより円滑に行われるよう、浴槽等の日常生活

用具（住宅改修費を含む）を給付（貸与）し、日常生活の便宜を図っている。（市町村事業）

**実績**

| 給付状況 | R3       | R4       | R5       | R6       | R7       |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 障がい者 | 32,442 件 | 34,654 件 | 32,968 件 | 33,940 件 | 31,282 件 |
| 障がい児 | 2,048 件  | 2,036 件  | 2,047 件  | 2,038 件  | 2,020 件  |

**◆2(4)①—5 介護保険制度**

（健康医療福祉部 高齢福祉保険課）

介護を要する状態となっても、可能な限り自立した日常生活ができるように必要な介護サービスを総合的に提供する。市町村は保険者として介護保険制度を運営する。

**◆2(4)①—6 放課後児童健全育成事業**

（こども家庭部 こどもみらい課）

児童館や児童センター、保育所、学校の余裕教室、団地集会所など身近な社会資源を利用して、放課後児童の育成・指導、遊びによりその健全育成を図る。

**実績**

|      | R3     | R4     | R5     | R6     | R7      |
|------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 市町村数 | 19 市町村 | 16 市町村 | 18 市町村 | 18 市町村 | 19 市町村  |
| クラブ数 | 80 クラブ | 75 クラブ | 83 クラブ | 85 クラブ | 102 クラブ |

- ・登録児童に障がい児が含まれているクラブ（中核市を除く。）

**◆2(4)①—7 障がい児者歯科保健支援体制強化事業**

（健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課）

障がい児者に対する歯科健康診査の推進及び歯科医師の専門研修等の実施、障がい児者歯科保健体制整備を図る。

- ・障がい児者歯科病院・診療所ネットワーク運用状況検証会議

障がい児者歯科病院・診療所ネットワークの運用状況について検証を行うとともに、障がい児者歯科保健医療体制のあり方等を協議し、障がい児者歯科保健医療の推進を図る。（ネットワーク運用状況検証会議はR2で廃止し、R3からは「歯と口の健康づくり推進協議会」において検証・協議を実施）

**実績**

|      | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開催回数 | 1 回 | 1 回 | 3 回 | 1 回 | 1 回 |

- ・在宅歯科医療連携室整備事業

要介護高齢者や障がい児者の歯科医療や口腔ケアの推進を目的として、平成 22 年度の在宅歯科診療体制整備のための機材購入後、以下の取組を実施。

平成 23 年度 在宅歯科医療を希望する者に対する相談・連絡調整の実施

歯科医師へのポータブルユニット（4 台）貸与

平成 25 年度 ポータブルユニット追加購入で計 10 台（9 か所配備）

平成 26 年度 在宅歯科医療サービス充実のための歯科支援車 1 台

令和 2 年度 ポータブルユニット追加購入で計 12 台（9 か所配備）

**実績**

|         | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|---------|------|------|------|------|------|
| 延連絡調整回数 | 24 回 | 24 回 | 24 回 | 25 回 | 23 回 |
| 延貸与回数   | 81 回 | 36 回 | 57 回 | 47 回 | 36 回 |

- ・口腔ケア及び口腔機能向上推進事業

要介護高齢者や障がい児者の健康を維持していくため、歯科衛生士が養護学校、障がい者施設、介護

保険施設の入所者への口腔ケアを行い、口腔機能の向上を図る。（青森県歯科衛生士会委託）

**実績**

|       | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|-------|------|------|------|------|------|
| 延実施回数 | 15回  | 16回  | 20回  | 24回  | 26回  |
| 延実施者数 | 271人 | 175人 | 419人 | 454人 | 356人 |

◆2(4)①—8 精神科救急医療システム

（健康医療福祉部 障がい福祉課）

夜間・休日など緊急時における適切な医療の確保するため、病院群輪番制により精神科救急医療施設を確保し、精神科救急医療体制を整備する。

- ・実施体制：19病院（6保健医療圏域毎に実施）
- ・運営時間：夜間17時～翌9時、休日9時～17時
- ・空床確保：当番病院1床確保

**実績**

対応件数 ※R7より集計様式を変更し、電話相談件数は集計していない

|               | R3     | R4     | R5     | R6     | R7   |
|---------------|--------|--------|--------|--------|------|
| 総数            | 1,376件 | 1,649件 | 2,911件 | 2,566件 | 643件 |
| 電話相談          | 734件   | 1,029件 | 2,237件 | 1,905件 | —    |
| 非入院<br>(外来受診) | 353件   | 354件   | 354件   | 375件   | 385件 |
| 入院            | 289件   | 266件   | 320件   | 286件   | 258件 |

◆2(4)①—9 ホームヘルパー制度（介護員養成研修事業）

（健康医療福祉部 高齢福祉保険課）

訪問介護員の確保のため、県知事が指定した介護員養成研修事業者が実施する。

指定訪問介護員養成研修事業者数（令和3年度末）：32か所

**実績**

|                 | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|-----------------|------|------|------|------|------|
| 研修修了者数          |      |      |      |      |      |
| 初任者研修課程         | 580人 | 513人 | 607人 | 473人 | 467人 |
| 生活援助従事者<br>研修課程 | 0人   | 17人  | 0人   | 0人   | 0人   |

※研修体系の変更により基礎研修課程等はH25で終了

※生活援助従事者研修課程はH30から開始

◆2(4)①—10 社会福祉従事者の研修

（健康医療福祉部 健康医療福祉政策課）

県立保健大学で、行政職員、社会福祉事業等従事者等を対象とした福祉分野の研修を実施。

（障がい者関係の研修は3種目）

◆2(4)①—11 福祉人材センター運営事業

（健康医療福祉部 高齢福祉保険課）

社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の専門的知識・技術及び意欲を高め、もって県民のニーズに対応した適切な福祉サービスを提供していくため「青森県福祉人材センター」を運営する。（青森県社会福祉協議会に委託）

**実績**

|        | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 有効求人申込 | 7,178件 | 6,803件 | 5,898件 | 5,555件 | 6,831件 |
| 有効求職申込 | 1,897件 | 2,340件 | 2,302件 | 2,423件 | 2,147件 |
| 紹介人数   | 222人   | 188人   | 180人   | 167人   | 141人   |
| 就職人数   | 139人   | 200人   | 112人   | 108人   | 109人   |

◆2(4)①—12 小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付事業

(健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課)

小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台、特殊便器、歩行支援用具等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図る。 ※中核市を除く。

|    |        |      |      |      |      |      |
|----|--------|------|------|------|------|------|
| 実績 |        | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|    | 実施市町村数 | 2市町村 | 3市町村 | 2市町村 | 6市町村 | 1市町村 |

②相談、情報提供体制の整備

保健所、福祉事務所、児童相談所、障がい者相談センター、視覚障がい者情報センター、聴覚障がい者情報センター、市町村障害者生活支援センター等相談・情報提供機関の体制整備・充実及び保健師や各種相談員等による相談・情報提供体制の一層の充実に取り組みます。

◆2(4)②—1 障がい児等療育支援事業

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。

|    |       |      |      |      |      |      |
|----|-------|------|------|------|------|------|
| 実績 |       | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|    | 実施箇所数 | 3施設  | 3施設  | 3施設  | 3施設  | 3施設  |
|    | 利用件数  | 759人 | 831人 | 786人 | 840人 | 961人 |

◆2(4)②—2 身体障害者相談員の配置

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

身体障がい者の更生援護のための相談員の配置。

|    |      |      |      |      |      |      |
|----|------|------|------|------|------|------|
| 実績 |      | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|    | 配置人員 | 125人 | 122人 | 114人 | 109人 | 103人 |

◆2(4)②—3 知的障害者相談員の配置

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

知的障がい者の更生援護のための相談員の配置。

|    |      |     |     |     |     |     |
|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実績 |      | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|    | 配置人員 | 51人 | 49人 | 46人 | 42人 | 42人 |

◆2(4)②—4 青森県視覚障がい者情報センター

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るための「青森県視覚障がい者情報センター」の管理運営。

・相談・各種情報提供

|    |                |      |      |      |      |      |
|----|----------------|------|------|------|------|------|
| 実績 |                | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|    | 点字・録音図書等レファレンス | 277件 | 182件 | 152件 | 140件 | 122件 |
|    | 視覚障がい者用機器・生活用具 | 2件   | 6件   | 6件   | 4件   | 12件  |
|    | その他(生活・福祉制度等)  | 11件  | 7件   | 7件   | 20件  | 13件  |

◆2(4)②—5 青森県聴覚障がい者情報センター

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

聴覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るための「青森県聴覚障がい者情報センター」の管理運営。

**実績**

## ・相談事業

|      | R3   | R4    | R5    | R6   | R7   |
|------|------|-------|-------|------|------|
| 相談件数 | 39 件 | 106 件 | 116 件 | 67 件 | 54 件 |

## ・サービス提供者情報提供等事業

**実績**

|      | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 提供件数 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

## ◆2(4)②-6 点字による即時情報ネットワーク事業 (健康医療福祉部 障がい福祉課)

視覚障がい者に対して、新聞等による最新の情報を点訳化し、通信ネットワークを用いて提供。

**実績**

|      | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|------|------|------|------|------|------|
| 利用者数 | 50 人 | 50 人 | 50 人 | 50 人 | 50 人 |

## ◆2(4)②-7 ひきこもり地域支援センターの設置 (健康医療福祉部 障がい福祉課)

青森県ひきこもり地域支援センターを精神保健福祉センター内に設置するとともに、県民福祉プラザにサテライトとして「分室」を設置し、ひきこもり支援コーディネーターが電話や来所による相談支援とともに、家庭訪問による支援を行う。

## ③医療費の助成等

障がい者のいる家庭の医療費負担の軽減や経済的支援を図るため、各種医療費助成を適切に実施します。

## ◆2(4)③-1 重度心身障がい者医療費助成制度 (健康医療福祉部 障がい福祉課)

市町村が行う重度心身障がい者医療費助成事業に対し、県が1/2を補助。

- ・医療費自己負担(1割)の導入(市町村民税非課税世帯などの低所得者を除く)

自己負担上限額 外来 18,000 円、入院 57,600 円

- ・国民健康保険法の上位所得者は所得制限の対象とする。
- ・65歳以上の市町村民税課税世帯は所得制限の対象とする。

**実績**

|         | R3       | R4       | R5       | R6       | R7       |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 受給者証交付数 | 16,943 件 | 16,577 件 | 15,953 件 | 15,642 件 | 14,892 件 |

## ◆2(4)③-2 更生医療給付事業 (健康医療福祉部 障がい福祉課)

日常生活能力の回復や職業能力の向上を図るため、身体上の障がいを除去又は軽減する目的で医療の給付を実施。

**実績**

|      | R3       | R4       | R5       | R6       | R7       |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 給付件数 | 54,392 件 | 56,583 件 | 55,058 件 | 53,434 件 | 53,577 件 |

## ◆2(4)③-3 精神通院医療給付事業 (健康医療福祉部 障がい福祉課)

精神障がい者に必要な医療によりその障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活の促進を図るため、入院することなく行われる医療費(精神通院医療)の給付を実施。

**実績**

|      | R3        | R4        | R5        | R6        | R7        |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 給付件数 | 367,021 件 | 375,788 件 | 379,934 件 | 381,838 件 | 384,229 件 |

## ◆2(4)③-4 育成医療給付事業 (健康医療福祉部 障がい福祉課)

身体障害者福祉法第4条の規定による、別表に掲げる程度の身体上の障がいを有する児童又は現存する

疾患がこれを放置するときは、将来において同別表に掲げる障がいと同程度に掲げる障がいを残すと認められる児童であって確実なる治療効果が期待しうるものに対して医療費の支給を行う。

(平成25年度から市町村に権限移譲され、県は1/4を負担。)

**実績**

|      | R3       | R4      | R5      | R6       | R7      |
|------|----------|---------|---------|----------|---------|
| 入院   | 101件     | 61件     | 49件     | 57件      | 51件     |
| 通院   | 226件     | 241件    | 178件    | 269件     | 224件    |
| 給付金額 | 11,187千円 | 8,927千円 | 7,061千円 | 11,974千円 | 9,175千円 |

**◆2(4)③-5 小児慢性特定疾病医療費助成制度 (健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課)**

患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の助成を行う。これまでの小児慢性特定疾患治療研究事業に代わり、平成27年1月から新たな医療費助成制度が開始された。併せて、対象疾病の拡充、応分の自己負担割合の見直しなどの制度改正が行われた。※中核市を除く。

**実績**

|      | R3        | R4        | R5        | R6        | R7        |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 人数   | 726人      | 673人      | 643人      | 563人      | 529人      |
| 助成金額 | 145,324千円 | 129,518千円 | 126,649千円 | 127,066千円 | 135,712千円 |

**◆2(4)③-6 未熟児養育医療給付事業 (こども家庭部 こどもみらい課)**

母子保健法第20条第1項に基づき養育のため入院することが必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。※中核市を除く。

**実績**

|      | R3       | R4       | R5       | R6       | R7       |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 人数   | 165人     | 169人     | 156人     | 130人     | 139人     |
| 給付金額 | 42,442千円 | 43,104千円 | 34,187千円 | 32,652千円 | 34,701千円 |

**◆2(4)③-7 難病特定医療費助成制度、特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害治療研究事業 (健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課)**

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病の患者の医療費の負担軽減を図るとともに、患者データを効率的に収集し治療研究を推進するため、治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成。特定疾患及び先天性血液凝固因子障害の対象患者に対する治療研究に要する費用を交付。

**実績**

| 給付実績        |    | R3        | R4        | R5        | R6        | R7        |
|-------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 難病特定医療費     | 人  | 10,165    | 10,189    | 10,552    | 10,873    | 11,049    |
|             | 千円 | 1,921,600 | 1,943,068 | 2,034,028 | 2,088,864 | 2,183,978 |
| 特定疾患        | 人  | 3         | 3         | 3         | 3         | 3         |
|             | 千円 | 831       | 733       | 700       | 678       | 710       |
| 先天性血液凝固因子障害 | 人  | 80        | 82        | 83        | 80        | 82        |
|             | 千円 | 8,660     | 6,678     | 10,221    | 8,920     | 10,154    |

※上段：年度末における受給者数 下段：年間の支給額

**④福祉用具の開発、供給体制の整備**

本県における医療・健康福祉関連産業の創出・育成を図るとともに、「県民福祉プラザ」等において福祉用具普及のための展示や情報提供体制を推進します。

◆2(4)④-1 青森ライフイノベーション戦略推進事業 (産業経済部 産業イノベーション推進課)

「青森ライフイノベーション戦略」に基づき、本県の優位性を生かしたライフ(医療・健康・福祉)関連産業の創出と育成を図る。

- ・医福工連携推進事業(補助)

実績

|      | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------|----|----|----|----|----|
| 支援件数 | 2件 | 2件 | 1件 | 4件 | 2件 |

- ・医療機器開発展示会出展支援

実績

|        | R3   | R4  | R5  | R6  | R7  |
|--------|------|-----|-----|-----|-----|
| 出展団体等数 | 10企業 | 6企業 | 0企業 | 1企業 | 4企業 |

⑤各種手当の支給等による経済的支援

障がい者のいる家庭の経済的支援を行うため、各種手当等の支給充実、制度の周知徹底に努めます。

◆2(4)⑤-1 特別児童扶養手当の給付 (こども家庭部 こどもみらい課)

精神又は身体に障がいをもつ児童に対し手当を支給。

(手当額 1級 53,700円、2級 35,760円)(R5.4~)

実績

|      | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受給者数 | 3,818人 | 3,823人 | 3,790人 | 3,874人 | 3,865人 |

※いずれも12月末現在

◆2(4)⑤-2 特別障害者手当等の給付 (健康医療福祉部 障がい福祉課)

- ・特別障害者手当：20歳以上で、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障がい者
- ・障害児福祉手当：20歳未満の児童で、日常生活において常時介護を要する在宅の障がい児
- ・福祉手当(経過措置分)：従来の福祉手当受給資格者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給することのできない者

実績

| 受給者数(延べ)                                                                                                                                     | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特別障害者手当<br>(月額27,200円)(R2.3まで)<br>(月額27,350円)(R2.4~)<br>(月額27,300円)(R4.4~)<br>(月額27,980円)(R5.4~)<br>(月額28,840円)(R6.4~)<br>(月額29,590円)(R7.4~) | 4,881人 | 4,586人 | 4,216人 | 4,096人 | 3,906人 |
| 障害児福祉手当<br>(月額14,790円)(R2.3まで)<br>(月額14,880円)(R2.4~)<br>(月額14,850円)(R4.4~)<br>(月額15,220円)(R5.4~)<br>(月額15,690円)(R6.4~)<br>(月額16,100円)(R7.4~) | 1,458人 | 1,460人 | 1,446人 | 1,338人 | 1,271人 |

|                                                                                                                                                               |      |      |      |      |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|------|------|
| 福祉手当（経過措置分）<br>（月額 14,790 円）（R2.3 まで）<br>（月額 14,880 円）（R2.4～）<br>（月額 14,850 円）（R4.4～）<br>（月額 15,220 円）（R5.4～）<br>（月額 15,690 円）（R6.4～）<br>（月額 16,100 円）（R7.4～） | 48 人 | 48 人 | 47 人 | 36 人 | 36 人 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|------|------|

#### ◆2(4)⑤-3 心身障害者扶養共済制度

（健康医療福祉部 障がい福祉課）

障がい者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったときに、障がい者に終身一定額の年金給付保険金（1口あたり2万円）を支給。

制度の普及啓発のため、パンフレットを地域県民局地域健康福祉部、市町村及び各関係機関に配布。

#### 実績

| 4/1 現在 | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 加入者数   | 415 | 389 | 374 | 351 | 330 |
| 年金受給者数 | 631 | 628 | 616 | 602 | 593 |

#### ◆2(4)⑤-4 自動車税（種別割・環境性能割）の減免制度等税制の優遇措置の啓発・広報

（財務部 税務課）

身体障がい者等に係る自動車税（種別割・環境性能割）の減免制度等税制の優遇措置の啓発及び広報に努める。

- ・リーフレット 「自動車税（種別割・環境性能割）の減免のしおり」  
「私たちの生活と税金」
- ・インターネット「県税・市町村税インフォメーション」
- ・自動車税（種別割）納税通知書

#### ⑥障がい者に対する住宅セーフティネットの構築

公営住宅法や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、公営住宅などの供給や優先入居の措置等の促進を図るとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を進め、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築推進を図ります。

#### ◆2(4)⑥-1 青森県居住支援協議会

（県土整備部 建築住宅課）

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進や、空き家等の適正管理及び有効活用、その他福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを目的とする青森県居住支援協議会において、住宅確保要配慮者への居住支援の取組を推進している。

#### 実績

|                   | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 居住支援セミナー開催回数      | 1 回    | 4 回    | 4 回    | 0 回    | 0 回    |
| 青森県居住支援協議会の市町村会員数 | 12 市町村 | 12 市町村 | 16 市町村 | 16 市町村 | 17 市町村 |

#### ◆2(4)⑥-2 住宅セーフティネット法

（県土整備部 建築住宅課）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、青森県賃貸住宅供給促進計画を策定し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等を定め、住宅

セーフティネットの推進を図っている。

**実績**

|                | R3      | R4      | R5      | R6      | R7      |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| セーフティネット住宅登録戸数 | 4,585 戸 | 5,197 戸 | 5,506 戸 | 5,883 戸 | 6,193 戸 |
| 居住支援法人指定数      | 4 法人    | 5 法人    | 7 法人    | 7 法人    | 7 法人    |

※セーフティネット住宅とは、住宅セーフティネット法律第8条の規定による「住宅確保要配慮者円滑な居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅」を指す。上表中、セーフティネット住宅登録戸数は、障がい者を対象者に含むものに限る。

**(5) 人財の確保と質の向上**

社会福祉事業所が提供する障害福祉サービス等の量的・質的な充実と円滑な提供を図るため、サービスに携わる人材の養成を計画的かつ効率的に実施します。

**◆2 (5) ー1 相談支援専門員研修 (健康医療福祉部 障がい福祉課)**

相談支援事業を円滑に実施するため、市町村の相談支援担当者及び指定相談支援事業所等で相談支援事業に従事する者を対象に研修を行う。

**実績**

- ・相談支援初任者研修（5日間 R7修了者：講義 108 人、演習 63 人、全日程 63 人）
- ・相談支援現任研修（3日間 R7修了者：41 人）
- ・専門コース別研修（1 日間 R7修了者：54 人）

**◆2 (5) ー2 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 (健康医療福祉部 障がい福祉課)**

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として、指定障害福祉サービス事業所において従事する者等を対象に研修を行う。

**実績**

R7 基礎研修：1 日間、修了者 139 人 更新研修：1 日間、修了者 75 人  
実践研修：2 日間、修了者 128 人

**◆2 (5) ー3 強度行動障害支援者養成研修 (健康医療福祉部 障がい福祉課)**

障害福祉サービスの一つである「強度行動障害」を実施しようとする事業所の職員を養成・確保するため、行動援護従業者養成研修を開催する。

**実績**

R7 基礎研修：2 日間、修了者 125 人 実践研修：2 日間、修了者 100 人

**◆2 (5) ー4 同行援護研修 (健康医療福祉部 障がい福祉課)**

障害福祉サービスの一つである「同行援護」を実施しようとする事業所の職員を養成・確保するため、同行援護従業者養成研修を開催する。

**実績**

R7 一般課程：3 日間、修了者 18 人 応用課程：2 日間、修了者 9 人

**◆2 (5) ー5 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業**

(健康医療福祉部 高齢福祉保険課・障がい福祉課)

障がい者施設、介護施設等において、たんの吸引等医療ケアが必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するために必要な研修を介護職員等を実施する。

研修形態は、以下のとおり。

- ①不特定多数の者対象研修（高齢福祉保険課）（第 1 号研修は H29 年度から実施）

事業として不特定の利用者に対して介護職員が喀痰吸引等を実施する場合に受講する。

②特定の者対象研修（障がい福祉課）

ALS等の重度障がい者（児）に対する喀痰吸引等のように、個別的な関係性が重視される特定の利用者に対して特定の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合に受講する。

※ 介護保険における施設や居住系サービスについては、特定の者対象研修としない。

**実績**

|                        | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                        | 研修修了者数 | 研修修了者数 | 研修修了者数 | 研修修了者数 | 研修修了者数 |
| 介護職員等医療的ケア研修事業（第一号研修）  | 14人    | 10人    | 4人     | 14人    | 6人     |
| 介護職員等医療的ケア研修事業（第二号研修）  | 154人   | 159人   | 167人   | 177人   | 131人   |
| 介護職員等医療的ケア研修事業（特定の者対象） | 24人    | 24人    | -      | -      | -      |

**(6) NPO、ボランティア等広範な市民活動の推進**

学校における福祉活動体験等を推進するとともに、地域における社会貢献活動の推進やボランティアの育成を図るため、NPO、ボランティア団体、市民活動団体等が行う活動を推進します。

◆2(6)ー1 地域福祉等推進特別支援事業（広域福祉活動推進事業）

（健康医療福祉部 健康医療福祉政策課）

全県的なボランティア活動を普及・促進するため、県社会福祉協議会に設置されている県ボランティアセンターの実施する事業に要する経費を補助。

- ・福祉教育推進事業（福祉教育実践研究会の実施等）
- ・養成・研修事業（ボランティア講座の開催等）
- ・広報・啓発事業等

**実績**

|               | R3  | R4  | R5  | R6    | R7    |
|---------------|-----|-----|-----|-------|-------|
| ボランティア研修等受講者数 | 594 | 808 | 892 | 1,029 | 1,362 |

### 3. 生活環境の充実

#### (1) ユニバーサルデザインの普及と福祉のまちづくりの推進

障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる住環境の整備を図るため、「あおもりユニバーサル推進基本方針」等に従い、幅広い分野でユニバーサルデザインの考え方に基づく取組を旧啓発するとともに、「青森県福祉のまちづくり条例」等を踏まえ、建築物や交流空間等のバリアフリー化と心のバリアフリーの啓発を推進します。

##### ◆3(1)ー1 青森県福祉のまちづくり条例 (健康医療福祉部 障がい福祉課)

「青森県福祉のまちづくり条例」を基本に、すべての県民が安心して暮らし、積極的に社会参加できる障壁のない生活環境の整備促進及び心のバリアフリーの啓発を図る。

- ・条例第14条に基づく新築等届出件数

実績

|      | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 届出件数 | 89件 | 65件 | 74件 | 57件 | 46件 |

- ・青森県福祉のまちづくり条例に基づく適合証交付

実績

|     | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|-----|----|----|----|----|----|
| 交付数 | 0件 | 0件 | 1件 | 0件 | 0件 |

- ・バリアフリーマップ運用管理事業

県内全域のバリアフリーに配慮された公共施設の情報や、福祉のまちづくり条例、適合証交付施設等を県ホームページに掲載。

##### ◆3(1)ー2 警察署・交番・駐在所等の整備 (県警察本部 施設装備課)

障がい者や高齢者に配慮し、障壁のない生活環境（バリアフリー）の整備促進を図る。

- ・車椅子のための段差等の解消
- ・整備状況

実績

|       | R3             | R4    | R5    | R6    | R7    |
|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 実施箇所数 | 警察署 1<br>駐在所 1 | 駐在所 2 | 交 番 1 | 駐在所 2 | 警察署 1 |

- ・パトカーに登載された赤色灯の発光パターンにより、きこえない・きこえにくい人が視覚でパトカーの緊急走行時と通常の警ら（パトロール等）時を判別できるよう、一部のパトカーに新たな発光パターンを追加した新型赤色灯を順次導入（R6～）

##### ◆3(1)ー3 都市公園事業 (県土整備部 都市計画課)

障がい者等の健康づくりやふれあい・交流の場として都市公園の整備を促進し、さらにこれら都市公園内に障がい者等の利用に配慮したトイレやスロープ等を設置する等充実を図る。

実績

|    |      |                     |
|----|------|---------------------|
| R3 | 実施箇所 | 市町村：青森市、五所川原市、三戸町   |
| R4 | 実施箇所 | 市町村：青森市、三沢市、五戸町     |
| R5 | 実施箇所 | 市町村：青森市、弘前市、三沢市、むつ市 |
| R6 | 実施箇所 | 市町村：八戸市、五戸町         |
| R7 | 実施箇所 | 市町村：弘前市             |

##### ◆3(1)ー4 緑地等の港湾環境整備事業 (県土整備部 港湾空港課)

一般市民や港湾就労者が憩い、賑わう空間の創出、提供を目的として、緑地・広場・通路の整備をする。これらを整備するにあたってはバリアフリーを実施し、障がい者等の快適な利用等に配慮する。

- H25～R3 実施箇所
- ・青森港本港地区（浜町緑地）（H29完了）
  - ・青森港本港地区（あおもり駅前ビーチ）（R3完了）
  - ・大湊港大平地区（大平マリーナ緑地）（H29完了）
  - ・八戸港河原木（沼館）地区（沼館2号緑地）（H28完了）

### ◆3（１）－５ ユニバーサルデザイン推進事業 （交通・地域社会部 地域生活文化課）

ユニバーサルデザイン（UD）を幅広い分野で実施していくため、ユニバーサルデザインの考え方の普及を図る。

- ・ユニバーサルデザインに関する出前トーク事業

担当職員が、学校等の希望に応じて、UDの考え方等について説明する。

**実績**

|      | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------|----|----|----|----|----|
| 実施回数 | 0件 | 0件 | 1件 | 6件 | 0件 |

## （２）移動・交通対策の推進

障がい者が安全に安心して自由に移動できる環境の整備を図るため、「青森県福祉のまちづくり条例」等を踏まえ、歩道や交通機関等のバリアフリー化を推進します。

### ◆3（２）－１ 特定交通安全施設整備事業 （県土整備部 道路課）

交通安全の向上を図るため、通学路、市街地、事故多発危険箇所の歩道・自歩道の設置及びバリアフリー対応への段差解消、防護柵や道路区画線、道路標識等の整備を進める。

- ・幅の広い歩道（幅員3m以上）の整備

**実績**

|      | R3      | R4      | R5      | R6      | R7      |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 延べ延長 | 552.5km | 553.8km | 553.8km | 555.5km | 555.5km |
| 整備延長 | 1.2km   | 1.3km   | 0.0km   | 1.7km   | 0.0km   |

- ・冬期の歩行空間の確保

**実績**

|            | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規歩行空間除雪延長 | ±0km  | -1km  | -4km  | -1km  | +7km  |
| 歩行空間延べ除雪延長 | 505km | 504km | 500km | 499km | 506km |

- ・歩道の段差解消

**実績**

|      | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 整備箇所 | 1箇所 | 2箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 |

- ・視覚障がい者用誘導ブロックの設置

**実績**

|      | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 整備箇所 | 0箇所 | 3箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 |

### ◆3（２）－２ 交通安全施設等整備事業 （県警察本部 交通規制課）

信号機に視覚障がい者、高齢者用の付加装置を整備し、信号機設置交差点での音響による誘導、横断時間の延長を行う。

**実績**

|                 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|-----------------|----|----|----|----|----|
| 視覚障がい者用付加装置の新設等 | 2基 | 2基 | 1基 | 0基 | 1基 |
| 歩行者感应化信号機の新設等   | 0基 | 0基 | 0基 | 0基 | 0基 |
| 高齢者等感应化信号機の新設等  | 0基 | 0基 | 0基 | 0基 | 0基 |

**◆3(2)ー3 生活交通バス車両緊急整備事業費補助**

(交通・地域社会部 交通戦略課)

路線バスのバリアフリー対策(低床車両の導入促進)や車両の小型化による運行効率化を図り、誰もが利用しやすい路線バスへの転換を図るため、車両購入に係る経費(車両減価償却費及び金融費用)をバス事業者に対し補助。

**実績**

|      | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 低床バス | 18台    | 17台    | 19台    | 20台    | 17台    |
| 購入台数 | うち新規3台 | うち新規3台 | うち新規4台 | うち新規4台 | うち新規4台 |

(弘南バス(株)他2社)

※平成22年度の国制度改正(車両減価償却費補助)を受けて、平成23年度から国と同額の補助に県独自の嵩上げ額を加えた生活交通バス車両緊急整備事業費補助を実施(バス車両は5年償却)。

**◆3(2)ー4 青森駅周辺整備推進事業(R2年度に終了)**

(交通・地域社会部 交通戦略課)

青森市が青森駅構内に東西自由通路を整備することにあわせ、県が所有する1,2番線にバリアフリー化のためのエレベーターを設置。

**◆3(2)ー5 浅虫温泉駅バリアフリー設備整備事業(R5年度に終了)**

(交通・地域社会部 交通戦略課)

青い森鉄道線浅虫温泉駅の利用者の利便性向上を図るため、同駅の上り線・下り線にバリアフリー化のためのエレベーターを各1基設置。

**◆3(2)ー6 「道の駅」：交通安全施設整備事業**

(県土整備部 道路課)

道路利用者の利便性向上、及び観光地間の連携強化を図るため、ドライバーの休憩施設となる駐車場やトイレなど快適な道路環境の整備を図る。

すべての「道の駅」において障がい者に配慮したトイレ、駐車スペースを設置。

**実績**

|             | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|-------------|------|------|------|------|------|
| 道の駅整備       | 28箇所 | 28箇所 | 28箇所 | 28箇所 | 28箇所 |
| (うち県管理道路沿い) | (19) | (19) | (19) | (19) | (19) |

**◆3(2)ー7 「やすらぎの駐車帯」：緊急道路維持整備事業**

(県土整備部 道路課)

道路利用者の利便性向上、及び観光地間の連携強化を図るため、ドライバーの休憩施設となる駐車場やトイレなど快適な道路環境の整備を図る。

原則として障がい者に配慮したトイレ、駐車スペースを設置することとしている。

**実績**

|            | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|------------|------|------|------|------|------|
| やすらぎの駐車帯整備 | 50箇所 | 50箇所 | 44箇所 | 44箇所 | 44箇所 |

### ◆3(2)ー8 運転適性相談

(県警察本部 運転免許課)

運転免許取得を希望する身体障がい者等及び現に運転免許を所持する者が身体障がい者となった場合の運転適性相談の実施。

**実績**

|      | R3   | R4  | R5   | R6   | R7   |
|------|------|-----|------|------|------|
| 相談件数 | 107件 | 69件 | 105件 | 112件 | 125件 |

※令和7年3月24日に、運転適性相談は安全運転相談に名称変更している。

### ◆3(2)ー9 身体障がい者補助犬貸与事業

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

重度の身体障がい者の自立と社会参加の促進を図るための盲導犬・介助犬・聴導犬貸与。

**実績**

|      | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------|----|----|----|----|----|
| 貸与頭数 | 0頭 | 0頭 | 0頭 | 0頭 | 2頭 |

## (3) 防災・防犯・交通安全対策の推進

障がい者が住み慣れた地域で安全に生活できるよう、防災・防犯意識の普及啓発を図るとともに、地域における自主防災組織の育成、各種通信手段による防災・防犯ネットワークの充実に取り組みます。

また、交通事故や消費者被害に遭わないためのわかりやすい情報提供、啓発を推進します。

### ①県民の多様な視点を取り入れた防災対策の確立

年齢、性別、障がいの有無等の県民の多様な視点を取り入れた防災対策を確立するため、県民の自助・共助の意識の向上、定着を図るとともに、効果的な防災訓練の実施などにより、地域の防災力の実効性を高めます。

### ◆3(3)①ー1 青森県春(秋)の火災予防運動

(危機管理局 消防保安課)

火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止する。

**実績**

|   | R3       | R4       | R5       | R6       | R7       |
|---|----------|----------|----------|----------|----------|
| 春 | 4/12~18  | 4/11~17  | 4/10~16  | 4/8~14   | 4/14~20  |
| 秋 | 10/18~24 | 10/17~23 | 10/16~22 | 10/21~27 | 10/20~26 |

### ◆3(3)①ー2 住宅防火の普及啓発

(危機管理局 消防保安課)

火災予防運動等に呼応し、各消防本部において訪問による住宅防火診断等を実施する。

**実績**

|         | R3               | R4               | R5               | R6             | R7               |
|---------|------------------|------------------|------------------|----------------|------------------|
| 実施消防本部数 | 春 11本部<br>秋 11本部 | 春 11本部<br>秋 11本部 | 春 11本部<br>秋 11本部 | 春 5本部<br>秋 5本部 | 春 11本部<br>秋 11本部 |

※H25年度、黒石地区、平川市及び板柳町の消防事務組合(本部)が弘前地区消防事務組合に継承

### ◆3(3)①ー3 DPAT(災害派遣精神医療チーム)の整備

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

災害発生時における精神保健医療機能の一時的低下や、災害ストレスに対応するため、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チームを整備する。

### ◆3(3)①ー4 青森県防火の集い

(危機管理局 消防保安課)

県民の防火意識の高揚及び民間防火組織の拡大強化を図り、災害時要援護者が安心して住める環境づく

りを推進する。

| 実績 |      | R 3    | R 4   | R 5   | R 6   | R 7   |
|----|------|--------|-------|-------|-------|-------|
|    | 開催地  | 開催中止   | むつ市   | 弘前市   | 十和田市  | 六ヶ所村  |
|    | 参集人員 | ※新型コロナ | 300 人 | 290 人 | 277 人 | 262 人 |

### ◆3(3)①—5 コミュニティ助成事業

(危機管理局 防災危機管理課)

コミュニティ助成事業(一般財団法人自治総合センターで実施)を活用し、自主防災組織等が活動で使用する資機材の整備を推進し、地域における防災活動の充実強化を図る。

| 実績 |       | R 3       | R 4       | R 5       | R 6      | R 7      |
|----|-------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
|    | 実施団体数 | 8 団体      | 7 団体      | 7 団体      | 5 団体     | 4 団体     |
|    | 助成額   | 10,600 千円 | 10,900 千円 | 13,400 千円 | 8,800 千円 | 7,700 千円 |

### ◆3(3)①—6 青森県総合防災訓練

(危機管理局 防災危機管理課)

地震災害及び緊急処理事態を想定した各種訓練を行い、防災体制の強化を図る。

| 実績 |          | R 3    | R 4      | R 5     | R 6     | R 7    |
|----|----------|--------|----------|---------|---------|--------|
|    | 実施月日     | 開催中止   | R5 に開催延期 | 8/25    | 10/30   | 開催中止   |
|    | 会場       | ※新型コロナ | ※令和4年8月  | 十和田市    | 弘前市     | ※当日の天候 |
|    | 参加機関     | ウイルス感染 | 3日からの大雨  | 89 機関   | 80 機関   | が悪天候の  |
|    | 参加人数(延べ) | 症の拡大等  | に係る災害対応  | 3,500 人 | 3,500 人 | ため     |

### ②緊急時の情報提供・通信体制の整備

「110 番アプリシステム」等により障がい者から警察への緊急連絡体制を確保するとともに、これらの普及啓発を推進します。

#### ◆3(3)②—1 「110 番アプリシステム」等の運用

(県警察本部 通信指令課)

電話による 110 番通報ができない聴覚・言語に障がいのある県民からの緊急通報を受理する「110 番アプリシステム」「メール110番」及び「ファックス110番」の普及及び適切な利用の啓発を図る。

県警察ホームページ、各警察署広報紙に掲載するなど各種広報活動を実施。

県内聾学校において、110 番アプリシステムの使用方法の説明会を実施するとともに、同システムを使用した模擬通報体験を実施。

| 実績 | ・令和7年10月9日 青森県立八戸聾学校 受講者 23 人  |
|----|--------------------------------|
|    | ・令和7年10月10日 青森県立弘前聾学校 受講者 10 人 |
|    | ・令和7年10月21日 青森県立青森聾学校 受講者 16 人 |

### ③消費者被害の防止

消費者被害の未然防止を図るため、関係機関や地域団体等とも連携しながら、悪質商法などの被害に遭わないため、わかりやすい情報提供及び消費者の啓発を図ります。

#### ◆3(3)③—1 消費者啓発・教育事業

(交通・地域社会部 地域生活文化課)

県消費生活センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い年代層の県民が消費者問題について理解し、必要な知識を身につけ消費者被害を未然に防止できるよう派遣講座を実施。

・取引上不利な立場に立ちやすい者を対象とした消費者啓発強化事業

軽度の知的障がい者や高齢者等取引上不利な立場に立ちやすい方々の地域生活における安心・安全を確保する観点から、県消費生活センターにおいて、本人やその家族等を対象とした消費者被害防止のための

消費者啓発事業を重点的に実施。

| 実績                          | R3   | R4     | R5     | R6     | R7     |
|-----------------------------|------|--------|--------|--------|--------|
| 派遣講座開催回数                    | 43   | 71     | 74     | 66     | 73     |
| うち取引上不利な立場に立ちやすい者を対象とする開催回数 | 20   | 45     | 34     | 43     | 42     |
| 参加者数                        | 641人 | 1,460人 | 1,086人 | 1,335人 | 1,705人 |

#### ④交通安全対策の推進

春・秋の全国交通安全運動、夏・冬の交通安全県民運動等を通じて、地域、家庭における交通安全意識の普及・啓発を図り、交通事故の未然防止を図ります。

##### ◆3(3)④-1 交通安全運動等の実施

(交通・地域社会部 地域生活文化課)

広く県民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故の防止を図るため、市町村、関係機関・団体等が一体となり、次の交通安全運動等を実施。(年間随時の運動等を除く)

- 実績**
- ・全国交通安全運動 春：4/6～15 秋：9/21～30
  - ・交通安全県民運動 夏：7/21～31 冬：12/11～20
  - ・いきいきシルバー交通安全強調月間 11/1～30
  - ・敬老の日にヘルメットや反射材を贈ろうキャンペーン 2025 9/1～30

## 4. 保健・医療の充実

### (1) 母子保健施策の充実等

障がいの早期発見・早期治療及び障がいの軽減を図るため、母子の健康診査体制や周産期医療体制及び小児救急医療体制の適切な運営を推進します。

#### ①母子保健対策の充実

母性の保護と尊重、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を推進します。また、国の「健やか親子21」を踏まえ、母子保健対策を推進します。

#### ◆4(1)①-1 先天性代謝異常等検査事業

(こども家庭部 こどもみらい課)

先天性代謝異常症、先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎過形成症の早期発見のため、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施。

| 実績 | 受検者数          | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
|----|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|    | 先天性代謝異常検査     | 7,351人 | 6,735人 | 6,369人 | 5,860人 | 5,510人 |
|    | 先天性甲状腺機能低下症検査 | 7,416人 | 6,877人 | 6,478人 | 5,984人 | 5,615人 |
|    | 先天性副腎過形成症検査   | 7,426人 | 6,822人 | 6,444人 | 5,872人 | 5,522人 |

#### ◆4(1)①-2 妊産婦・新生児訪問指導支援事業

(こども家庭部 こどもみらい課)

乳児死亡率、周産期死亡率低減のための妊婦支援体制の確立及び訪問指導の充実。(市町村が実施)

| 実績 | 市町村での訪問実績         | R3                 | R4                 | R5                 | R6                 | R7          |
|----|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|
|    | 新生児訪問実人員<br>(延べ数) | 4,128人<br>(4,648人) | 3,618人<br>(4,140人) | 3,176人<br>(3,494人) | 3,206人<br>(3,536人) | (未)人<br>(人) |
|    | 妊産婦訪問実人員<br>(延べ数) | 7,113人<br>(8,649人) | 6,785人<br>(8,162人) | 6,110人<br>(7,446人) | 5,657人<br>(6,890人) | (未)人<br>(人) |

#### ◆4(1)①-3 未熟児訪問指導事業

(こども家庭部 こどもみらい課)

家庭内で養育を行っている未熟児に対し訪問指導を行い、適切な養育を支援。(市町村が実施)

| 実績 |                | R3             | R4             | R5             | R6             | R7          |
|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
|    | 訪問実人員<br>(延べ数) | 510人<br>(683人) | 507人<br>(682人) | 463人<br>(651人) | 466人<br>(637人) | (未)人<br>(人) |

#### ◆4(1)①-4 小児医療対策協議会開催事業

(健康医療福祉部 医療薬務課)

県内の小児医療及び小児救急医療体制の整備について検討するため、小児医療の専門家による協議会を設置。

#### ◆4(1)①-5 こども医療電話相談事業

(健康医療福祉部 医療薬務課)

小児を抱える保護者の不安軽減を図り、小児救急医療体制を補完することを目的に、夜間の小児の急病等の電話相談を実施。

- ・実施日時 平日 18時～翌8時  
土曜日 13時～翌8時、日曜日・祝日 24時間
- ・電話 #8000 又は 017-722-1152

| 実績 |                | R 3                | R 4                | R 5                 | R 6                 | R 7                 |
|----|----------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
|    | 相談件数<br>(相談日数) | 8,792 件<br>(365 日) | 9,487 件<br>(365 日) | 12,460 件<br>(366 日) | 11,577 件<br>(365 日) | 11,114 件<br>(365 日) |

#### ◆4(1)①—6 1歳6ヶ月児健康診査事業

(こども家庭部 こどもみらい課)

歩行や言語等発達の状態が容易に把握できる1歳6ヶ月の時点で健康診査を実施。発達の遅れや障がいの早期発見に努める。(市町村が実施)

| 実績 |       | R 3     | R 4     | R 5     | R 6     | R 7   |
|----|-------|---------|---------|---------|---------|-------|
|    | 対象児   | 6,517 人 | 8,146 人 | 6,280 人 | 5,873 人 | (未) 人 |
|    | 受診児   | 6,297 人 | 8,038 人 | 6,316 人 | 5,741 人 | 人     |
|    | 受診率   | 96.6%   | 97.4%   | 100.6%  | 97.8%   | %     |
|    | 精検受診児 | 206 人   | 238 人   | 244 人   | 229 人   | 人     |

#### ◆4(1)①—7 3歳児健康診査事業

(こども家庭部 こどもみらい課)

身体・精神発達の面から早急に処置を要する心身障がいの発見のため、医師・歯科医師・心理判定員等による総合的な健康診断を実施。(市町村が実施)

| 実績 |       | R 3     | R 4     | R 5     | R 6     | R 7   |
|----|-------|---------|---------|---------|---------|-------|
|    | 対象児   | 7,296 人 | 8,146 人 | 7,218 人 | 6,556 人 | (未) 人 |
|    | 受診児   | 7,023 人 | 8,038 人 | 7,146 人 | 6,488 人 | 人     |
|    | 受診率   | 96.3%   | 98.7%   | 99.0%   | 99.0%   | %     |
|    | 精検受診児 | 2,155 人 | 2,824 人 | 2,403 人 | 2,258 人 | 人     |

#### ◆4(1)①—8 療育相談事業

(こども家庭部 こどもみらい課)

身体に障がいのある児童又は機能障害を招来する恐れのある児童を早期に発見し、相談・療育指導を行う。

| 実績 |         | R 3  | R 4  | R 5  | R 6  | R 7  |
|----|---------|------|------|------|------|------|
|    | 相談・指導件数 | 60 人 | 37 人 | 26 人 | 70 人 | 56 人 |

#### ◆4(1)①—9 小児救急医療実施支援事業

(健康医療福祉部 医療薬務課)

休日及び夜間に小児救急医療を行う二次輪番病院に対し運営費を補助する。

#### ②周産期医療体制の整備

重篤な母体・胎児や新生児の治療を行う周産期医療体制の整備を推進します。

#### ◆4(1)②—1 総合周産期母子医療センターと青森県周産期医療体制整備計画の運用

(健康医療福祉部 医療薬務課)

県立中央病院に設置した総合周産期母子医療センターを核として、地域の周産期医療施設間の効果的な連携を図り、ハイリスク妊婦や低出生体重児などに適切な医療を提供。

#### ◆4(1)②—2 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの機能強化

(健康医療福祉部 医療薬務課)

総合周産期母子医療センターの MFICU の医療機器整備及び NICU の増床・機能強化、地域周産期母子

医療センター等の医療機器等整備により、周産期医療に係る医療機能の強化を図る。

**実績**

| 整 備 内 容                    | 実施年度          |
|----------------------------|---------------|
| 総合周産期母子医療センターMFICU の医療機器整備 | H22 年度～H23 年度 |
| 総合周産期母子医療センターNICU の増床・機能強化 | H22 年度～H25 年度 |
| 地域周産期母子医療センター等の医療機器等整備     | H22 年度～H25 年度 |

**◆4(1)②—3 ハイリスク妊産婦アクセス支援事業**

(健康医療福祉部 医療薬務課)

妊娠の継続や出産の状況によって母子両者又はいずれかが重大な予後が予想される妊娠を抱える妊婦及びその出産による産婦に対して周産期母子医療センターまでの交通費等の助成を行っている市町村に対し、その経費の全部又は一部を補助する。※R7から周産期母子医療センターアクセス支援事業へ名称を変更し、産婦が周産期母子医療センターへ入院する児への面会に要する交通費等の助成を行う市町村に対し補助する。

**実績**

|      | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市町村数 | 24 カ所 | 26 カ所 | 26 カ所 | 25 カ所 | 22 カ所 |

**(2) 精神保健福祉対策の推進**

精神障がい者が地域で安心して暮らしていくことができるようにするために、精神障がいにも適応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、県民を対象とした自殺対策や「ひきこもり」支援対策として、こころの健康づくりのための相談体制の適切な運営等を推進します。

**①精神保健福祉対策の推進**

精神保健福祉施策については、入院医療中心から地域における保健・医療・福祉を中心とした対策への移行を推進します。また、人権に配慮した適正な精神医療を確保し、精神障がい・精神障がい者の正しい理解を促進するとともに、精神障がい者に対する精神保健福祉相談の実施や社会適応訓練等により、地域移行のための支援を図ります。

**◆4(2)①—1 精神保健福祉センターの精神保健福祉相談**

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

精神保健福祉センターに来所する相談者に対して、臨床心理士・保健師が対応。また、必要に応じて医師の診察・カウンセリング等（精神科クリニック）を行っている。

相談実績

**実績**

|       | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 延相談回数 | 188 回 | 266 回 | 355 回 | 384 回 | 322 回 |

**◆4(2)①—2 社会復帰相談指導事業**

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

- ・関係機関の職員対象の専門研修の開催
- ・回復途上にある精神障がい者及び家族に対する研修の開催
- ・市町村が実施するデイケア支援

**◆4(2)①—3 精神障害者保健福祉手帳交付事業**

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

手帳所持者については、バス・青い森鉄道の割引等各種優遇措置が受けられる。

#### ◆4(2)①—4 家族会や当事者の会の活動の支援

(健康福祉部 障がい福祉課)

保健所等において、家族会、当事者の会等の諸活動に対して必要な助言、援助又は指導を行うことにより、組織を育成、支援している。

- ・精神障がい者家族学習交流会・回復者交流会の実施

#### 実績

|      | R3  | R4   | R5   | R6   | R7   |
|------|-----|------|------|------|------|
| 参加人数 | 84人 | 182人 | 576人 | 596人 | 458人 |

#### ◆4(2)①—5 地域生活支援広域調整会議等事業

(健康福祉部 障がい福祉課)

県内6医療圏に精神保健業務の専門的な協議・検討を行う協議会を設置するとともに、障がい福祉課においては、精神科病院に入院している精神障がい者の円滑な地域移行等を図るための支援(研修)を実施する。

#### 実績

|        | R3   | R4  | R5  | R6   | R7   |
|--------|------|-----|-----|------|------|
| 研修参加者数 | 開催なし | 51人 | 65人 | 開催なし | 開催なし |

#### ②こころの健康づくりの推進

地域におけるこころの健康づくりの啓発に努めるとともに、市町村や地域県民局地域健康福祉部(保健室)、県立精神保健福祉センターにおける相談機能の充実を図ります。

#### ◆4(2)②—1 こころの電話相談事業

(健康福祉部 障がい福祉課)

県民が何時でもこころの健康について気軽に相談できるよう「こころの電話」を設置。

- ・相談日時：月～金(9:00～16:00) 祝祭日除く、精神福祉保健センターに設置。
- ・相談体制：専任相談員2名。

#### 実績

|      | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談者数 | 1,688人 | 1,895人 | 1,702人 | 1,521人 | 1,518人 |

#### ◆4(2)②—2 こころの健康づくり教室

(健康福祉部 障がい福祉課)

地域住民が心の健康に関心を持ち、精神的健康の保持増進ができるよう、保健所が地域に出向いて、「こころの健康づくり教室」を実施。

#### ◆4(2)②—3 心のヘルスアップ事業

(健康福祉部 障がい福祉課)

本県の自殺者数の低減を図るため、いのち支える青森県自殺対策推進本部会議、青森県自殺対策連絡協議会を開催。

#### ◆4(2)②—4 県民のこころを支える相談体制の整備

(健康福祉部 障がい福祉課)

「誰も自殺に追い込まれることのない青森県」の実現を目指し、いのち支える青森県自殺対策計画(第2期)に基づく重点施策対象者への包括的な自殺対策のほか、自死遺族支援、自殺未遂者支援、メディアを活用した普及啓発等を実施する。

ア 高齢者世代対策(ゲートキーパーの養成、生活と健康をつなぐ法律相談等)

イ 働き盛り世代対策(ゲートキーパーの養成、職場におけるメンタルヘルス対策の推進周知等)

ウ こども・若者世代対策(SNSを活用した相談、こども・若者の自殺危機対応チーム支援等)

エ 生活困窮者対策(生活と健康をつなぐ法律相談等)

#### ◆4(2)②-5 アニマルセラピー推進事業

(健康医療福祉部 保健衛生課)

障がい者が、動物と接することにより得られる癒しの効果や精神の安定の促進を図ることなどを目的として、動物介在療法に対するサポートを推進する。

##### 実績

|      | R3  | R4  | R5   | R6   | R7   |
|------|-----|-----|------|------|------|
| 実施回数 | 4回  | 6回  | 7回   | 9回   | 20回  |
| 参加人数 | 47人 | 46人 | 114人 | 153人 | 347人 |

#### ③高次脳機能障害者対策の推進

高次脳機能障害についての正しい知識の普及啓発及び高次脳機能障害者に対する支援体制の整備を図ります。

#### ◆4(2)③-1 高次脳機能障害者及びその関連障害に対する支援普及事業

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

高次脳機能障害者等に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、正しい理解を促進するための普及啓発、研修等を行うとともに、支援体制の確立を図る。

##### 実績

|       | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|-------|------|------|------|------|------|
| 拠点箇所数 | 2箇所  | 2箇所  | 2箇所  | 2箇所  | 2箇所  |
| 相談件数  | 728件 | 700件 | 664件 | 659件 | 905件 |

#### ④認知症対策の推進

認知症についての正しい知識の普及啓発活動を推進するとともに、医療及び介護サービスの充実に努め、認知症の人と家族を地域で支援する体制構築を推進する。

#### ◆4(2)④-1 認知症介護実践者等養成事業

(健康医療福祉部 高齢福祉保険課)

認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの向上を図る。

- ・認知症介護実践研修((公社)青森県老人福祉協会を研修実施機関として指定)

対 象：実践者研修：身体介護に関する基本的な知識・技能を修得し、概ね実務経験2年程度の者  
実践リーダー研修：介護業務に概ね5年以上従事した経験を有し、かつ、認知症介護実践者研修の修了後1年以上経過している者

研修内容：認知症介護に関する実践的な知識及び技術の修得

##### 実績

|          | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|----------|------|------|------|------|------|
| 受講者数     |      |      |      |      |      |
| 実践者研修    | 298人 | 339人 | 262人 | 287人 | 255人 |
| 実践リーダー研修 | 48人  | 57人  | 53人  | 52人  | 83人  |

※ 受講者数は、(公社)青森県老人福祉協会以外の研修実施機関での受講者を含む。

- ・フォローアップ研修(認知症介護研究・研修仙台センターへ派遣)

対 象：認知症介護指導者養成研修修了者

研修内容：最新の認知症介護に関する高度な専門的知識・技術の修得

##### 実績

|      | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------|----|----|----|----|----|
| 受講者数 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

- ・認知症介護基礎研修(H28年度から実施)

対 象：介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等

研修内容：認知症介護に関する基礎的な知識及び技術の修得

**実績**

|      | R3   | R4   | R5     | R6   | R7   |
|------|------|------|--------|------|------|
| 受講者数 | 193人 | 519人 | 1,228人 | 501人 | 593人 |

- 認知症対応型サービス事業開設者研修

対 象：認知症対応型共同生活介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所開設（予定）者

研修内容：認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識の修得

**実績**

|      | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受講者数 | 22人 | 16人 | 15人 | 16人 | 16人 |

- 認知症対応型サービス事業管理者研修

対 象：指定認知症対応型通所介護事業所・指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定されている者

研修内容：事業所を管理・運営するために必要な知識及び技術の修得

**実績**

|      | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受講者数 | 75人 | 74人 | 63人 | 70人 | 73人 |

※ 受講者数は、（公社）青森県老人福祉協会以外の研修実施機関での受講者を含む。

- 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

対 象：指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている者であって、認知症介護実践研修（実践者研修）修了者

研修内容：小規模多機能型居宅介護支援計画を作成するために必要な知識・技術の修得

**実績**

|      | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受講者数 | 15人 | 20人 | 17人 | 11人 | 20人 |

#### ◆4(2)④—2 認知症対策等総合支援事業

（健康医療福祉部 高齢福祉保険課）

認知症に関する普及啓発・人材育成等を行い、「認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる」地域づくりを進める。

- 認知症サポート医の養成

**実績**

|      | R3 | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------|----|-----|-----|-----|-----|
| 養成医数 | 8人 | 24人 | 14人 | 12人 | 16人 |

- かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施

**実績**

|      | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受講者数 | 43人 | 53人 | 32人 | 29人 | 59人 |

- 病院等勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修の実施（H26年度から実施）

**実績**

|      | R3  | R4  | R5   | R6  | R7  |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 受講者数 | 70人 | 56人 | 101人 | 77人 | 75人 |

- 歯科医師認知症対応力向上研修の実施（H28年度から実施）

**実績**

|      | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受講者数 | 33人 | 22人 | 27人 | 13人 | 23人 |

- 薬剤師認知症対応力向上研修の実施（H28年度から実施）

**実績**

|  | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|--|----|----|----|----|----|
|--|----|----|----|----|----|

|      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|
| 受講者数 | 159人 | 115人 | 167人 | 183人 | 163人 |
|------|------|------|------|------|------|

- ・看護職員認知症対応力向上研修の実施（H28年度から実施）

#### 実績

|      |     |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
|      | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
| 受講者数 | 49人 | 45人 | 35人 | 59人 | 38人 |

- ・キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成

※キャラバン・メイトは県による養成数、認知症サポーターは県及び市町村による養成数

#### 実績

|            |        |        |        |        |        |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
| キャラバン・メイト数 | 0人     | 93人    | 95人    | 85人    | 75人    |
| 認知症サポーター数  | 4,319人 | 5,259人 | 6,761人 | 7,153人 | 6,301人 |

- ・若年性認知症に関する研修会の実施

#### 実績

|      |       |     |     |     |     |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|
|      | R3    | R4  | R5  | R6  | R7  |
| 受講者数 | 約370人 | 72人 | 50人 | 43人 | 45人 |

### ◆4(2)④—3 認知症疾患医療センター運営事業

（健康医療福祉部 高齢福祉保険課）

県が認知症疾患医療センター（「地域型センター」4か所、「連携型センター」2か所）を設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、担当者の配置による地域包括支援センター等の介護との連携や、医師等地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。

#### 実績

|              |        |        |        |        |        |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|              | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     |
| 認知症疾患医療センター数 | 6所     | 6所     | 6所     | 6所     | 6所     |
| 外来件数         | 2,028件 | 2,072件 | 2,079件 | 2,006件 | 2,086件 |
| うち鑑別診断件数     | 1,305件 | 1,393件 | 1,423件 | 1,352件 | 1,441件 |
| 入院件数         | 601件   | 559件   | 591件   | 510件   | 531件   |
| 専門医療相談件数     | 3,049件 | 3,085件 | 2,653件 | 2,063件 | 2,307件 |
| うち電話         | 2,359件 | 2,529件 | 2,096件 | 1,600件 | 1,761件 |
| うち面接         | 690件   | 556件   | 557件   | 463件   | 546件   |

### （3）障がいのある子どもなどの支援

障がいのある子どもや家族に対するさらなる支援の充実を図るため、発達障がい児（者）、医療的ケア児等、難聴児に対する支援を推進します。

#### ①相談・療育体制の充実

障がいのある子どもなどに対する相談・療育体制の充実を図るとともに、慢性疾患や精神疾患等を抱える子ども及び発達障がい児などに対する教育（相談）や福祉の充実を推進します。

### ◆4(3)①—1 教育・福祉の充実

（県教育庁 学校教育課）

病院内学級では慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患等により入院している児童生徒に、特別支援学校では心身症等により入院している児童生徒に対して、医療との連携による教育の充実を図っている。

### ◆4(3)①—2 1歳6ヶ月・3歳児精神発達精密健康診査事後指導事業

（こども家庭部 こどもみらい課）

市町村が実施する1歳6ヶ月児精密健康診査、3歳児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対し、精神発達精密健康診査事後指導により、援助・指導を行う。

**実績**

| 相談実績       | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------------|----|----|----|----|----|
| 1歳6ヶ月児事後指導 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 3歳児事後指導    | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

## ②発達障がい児（者）の支援

発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児（者）に対する相談支援、発達支援、就労支援や関係機関との支援体制ネットワークの拡充を図るとともに、研修等の実施により支援者の技術向上を推進します。

### ◆4（3）②-1 発達障がい者支援体制整備事業（健康医療福祉部 障がい福祉課）

発達障がい者本人及びその家族は、社会生活上、様々な困難を抱えており、その障がい特性から、何らかの他者によるサポートが必要であるため、次により適切な支援を行う。

- ・発達障がい児者スキルアップ研修
- ・家族サポート応援事業
- ・発達障がい者支援地域連携強化事業
- ・初診待機解消モデル事業
- ・かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業

### ◆4（3）②-2 発達障がい者支援センター運営事業（健康医療福祉部 障がい福祉課）

発達障がい者支援センターを拠点として、発達障がい児（者）及びその家族に対し、関係施設及び関係機関と連携し、相談支援、発達支援、就労支援の各支援を行う。また、関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修を行う。

**実績**

|       | R3     | R4     | R5     | R6   | R7   |
|-------|--------|--------|--------|------|------|
| 実施箇所数 | 3箇所    | 3箇所    | 3箇所    | 3箇所  | 3箇所  |
| 利用者数  | 2,660人 | 2,344人 | 2,133人 | 917人 | 817人 |

※令和6年度から利用者数のカウント方法が変更されている。

## ③医療的ケア児等の支援

医療的ケアが必要な障がい児等及びその家族や支援機関に対して、小児在宅支援センターを中心に、医療的ケア児等圏域アドバイザーと連携の上、助言や支援を推進します。

### ◆4（3）③-1 医療的ケア児等の支援の推進（健康医療福祉部障がい福祉課、こども家庭部こどもみらい課、県教育庁学校教育課）

**実績**

- ・医療的ケア児の在宅支援に取り組む看護師やコーディネーター等の養成研修（5回開催）
- ・医療的ケア児を受入可能な医療型短期入所事業所の開設促進（4事業所増加）
- ・医療的ケア児保育等受入促進事業
- ・特別支援学校における医療的ケア実施体制整備事業

## ④難聴児支援

難聴児の早期発見・早期療育の取組の推進のため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めるとともに、難聴児やその家族への適切な情報提供の充実を図ります。

### ◆4（3）④-1 難聴児支援の推進（健康医療福祉部 障がい福祉課）

- ・難聴児の支援体制充実に向けた協議会における検討
- ・新生児聴覚検査から早期治療・早期教育相談に至る流れの構築
- ・「お子さんのきこえのハンドブック」の作成・活用

#### **(4) 難病対策の推進**

難病患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図るため、相談支援をはじめとした難病対策を推進します。

##### **◆4(4)ー1 難病患者相談事業**

(健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課)

難病患者及びその家族等に対して、医療や療養上の悩み等に関する相談・支援等を保健所で実施。

##### **◆4(4)ー2 難病相談支援センター運営事業**

(健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課)

難病患者・家族等への相談・支援を行う拠点施設として、難病相談支援センターを設置。

- ・難病相談支援員によるきめ細やかな相談・支援
- ・関係機関のネットワークを活用した就労支援
- ・患者団体の自主的な活動への支援 等

##### **◆4(4)ー3 難病医療ネットワーク運営事業**

(健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課)

全ての難病を対象とした医療提供体制を整備。

- ・難病医療連絡協議会を設置し、本県における難病対策に係る諸課題を検討・協議
- ・難病診療連携拠点病院である県立中央病院に難病診療連携コーディネーター及び難病診療カウンセラーを配置し、患者の相談支援及び医療機関等との連絡調整を実施 等

##### **◆4(4)ー4 重症難病患者在宅療養支援事業**

(健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課)

人工呼吸器を装着している在宅の難病患者を介護する家族のレスパイトケアのため、一時入院可能な医療機関を確保又は患者宅に看護職員を派遣。

#### **(5) 感染症対策における障がい者への配慮**

新型コロナウイルス等の感染症対策において、障がいの特性を踏まえた配慮が必要なことから、障がい者への配慮について理解促進や柔軟な対応を推進します。

## 5. 教育の充実

### (1) 特別支援教育の充実

障がい者の心身のより良い発達を促進するため、医療、福祉分野等と連携し、障がいの早期発見と早期の教育・相談・支援体制の適切な運営を推進します。

また、障がいによる学習上等の困難を改善・克服し自立を図るのに必要な知識や技能を習得させるため、関係機関と連携し、個別の教育支援計画や指導計画等によるきめ細かな指導、支援を推進します。

#### ①障がい児に対する早期からの教育・相談・支援体制の充実

障がいの早期発見・早期教育により、心身のよりよい発達を促すことが可能となることから、就学前の幼児期の教育について、医療、福祉分野との密接な連携の下に、早期からの相談支援体制の充実を図ります。

#### ◆5(1)①—1 私立幼稚園等特別支援教育費補助 (こども家庭部 県民活躍推進課)

心身障がい児に特別支援教育を行う学校法人が設置する私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園に対し、当該教育に要する人件費及び環境整備費等の物件費の一部を助成。

#### 実績

|        | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|--------|------|------|------|------|------|
| 対象幼稚園等 | 48園  | 47園  | 54園  | 52園  | 47園  |
| 対象園児数  | 160人 | 181人 | 200人 | 224人 | 196人 |

※H23 まで、2人以上の心身障がい児が在園する幼稚園が補助の対象

H24 から、1人の心身障がい児が在園する幼稚園等も補助対象に追加

#### ◆5(1)①—2 障がいのある幼児の教育に関する研修講座 (県教育庁 学校教育課)

障がいのある幼児の発達の理解とかかわり方についての研修を行い、担当職員の資質向上を図る。

#### 実績

|      | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|------|------|------|------|------|------|
| 開催日  | 10/6 | 10/5 | 9/29 | 8/23 | 8/22 |
| 参加者数 | 50人  | 67人  | 73人  | 32人  | 34人  |

#### ◆5(1)①—3 特別支援教育セミナー (県教育庁 学校教育課)

教育の今日的課題、学校を取り巻く喫緊の課題についての理解を深めるため、県内外の著名な講師を招き、セミナーを開催する。

#### 実績

|          | R3 | R4   | R5  | R6  | R7  |
|----------|----|------|-----|-----|-----|
| 開催回数     | 中止 | 実施無し | 1回  | 1回  | 1回  |
| 参加者数(延べ) | 中止 | 実施無し | 53人 | 43人 | 70人 |

#### ◆5(1)①—4 盲・聾学校幼稚部の在籍者数 (県教育庁 学校教育課)

#### 実績

|        | R3  | R4  | R5  | R6  | R7 |
|--------|-----|-----|-----|-----|----|
| 盲学校在籍者 | 1人  | 1人  | 1人  | 2人  | 1人 |
| 聾学校在籍者 | 13人 | 13人 | 10人 | 12人 | 6人 |

#### ◆5(1)①—5 就学相談・教育相談会 (県教育庁 学校教育課)

障がいのある幼児児童生徒の保護者及び指導担当者を対象に、巡回による就学・教育相談を行う。

#### 実績

|  | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|--|----|----|----|----|----|
|--|----|----|----|----|----|

|      |          |          |          |          |          |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 開催日  | 7/27～8/4 | 7/25～8/1 | 7/25～8/4 | 7/23～8/6 | 7/24～8/7 |
| 開催日数 | 7日間      | 6日間      | 6日間      | 6日間      | 6日間      |
| 開催地区 | 5地区      | 6地区      | 5地区      | 5地区      | 5地区      |
| 会場数  | 11会場     | 10会場     | 8会場      | 6会場      | 7会場      |

#### ◆5(1)①—6 障がいのある子どものための総合支援事業 (県教育庁 学校教育課)

障がいのある子ども及び保護者等に対する一貫した支援のために、関係機関の連携協力に関する協議を行い、地域における総合的な支援体制の整備を図る。

- ・地区特別支援連携協議会の開催（県内6地区）
- ・青森県障がいのある子どものための総合支援連絡協議会開催  
（R4 から特別支援教育エリアコーディネーター連絡協議会に改名）

#### 実績

|     |           |           |           |           |           |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|     | R3        | R4        | R5        | R6        | R7        |
| 開催日 | 4/26、2/21 | 4/25、2/16 | 4/24、2/16 | 4/22、2/13 | 4/21、1/29 |

#### ◆5(1)①—7 就学事務研究協議会 (県教育庁 学校教育課)

就学指導・就学事務上の課題について、研修及び協議を行う。

#### 実績

|      |     |     |     |      |      |
|------|-----|-----|-----|------|------|
|      | R3  | R4  | R5  | R6   | R7   |
| 開催日  | 6/9 | 6/7 | 6/9 | 6/12 | 6/10 |
| 参加者数 | 94人 | 84人 | 86人 | 90人  | 82人  |

#### ◆5(1)①—8 県教育支援委員会 (県教育庁 学校教育課)

県立特別支援学校又は市町村教育委員会から依頼があった障がいのある幼児児童生徒について、総合判断を行い、一人一人の障がいに応じた教育ニーズに基づき適切な就学を推進する。

#### 実績

|     |      |     |     |     |     |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|
|     | R3   | R4  | R5  | R6  | R7  |
| 開催日 | 6/11 | 6/3 | 6/2 | 6/6 | 6/5 |

#### ②障がいの状態や教育的ニーズに応じた教育の推進

障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度を養うことを目的に、個別の指導計画や個別の教育支援計画などを作成し、きめ細やかな指導と関係機関との連携による支援を図ります。

#### ◆5(1)②—1 特別支援学校における交流及び共同学習 (県教育庁 学校教育課)

#### 実績

各特別支援学校において、幼・小・中・高等学校の幼児児童生徒や地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設ける。令和7年度は、学校間交流実施校20校のべ113件、地域交流実施校18校のべ104件、居住地校交流実施校17校のべ292件実施している。いずれの取組も、共生社会の形成に向けて、大きな役割を果たしている。

#### ◆5(1)②—2 特別支援学校就職促進事業 (県教育庁 学校教育課)

特別支援学校高等部生徒の主体的な職業意識や職業選択意識を育成し、産業現場等における実習体験を円滑に実施するため、県立特別支援学校高等部15校の生徒に賠償責任保険料を助成。教員の事業所との事前打合せや巡回指導等に係る旅費を支給。

**実績**

|      | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|------|------|------|------|------|------|
| 助成者数 | 642人 | 627人 | 604人 | 598人 | 594人 |

**◆5(1)②-3 通級指導教室の設置**

(県教育庁 学校教育課)

通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対する教育を充実させるため、通級指導教室を開設する。

**実績**

・令和7年度設置校数 小・中学校 36校、高等学校3校

**◆5(1)②-4 特別支援教育教育課程研究集会**

(県教育庁 学校教育課)

特別支援学校における教育課程に関する研究成果の発表及び研究協議を行い、もって学習指導等の改善に資する。

**実績**

|      | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|------|------|------|------|------|------|
| 参加者数 | 実施無し | 466人 | 160人 | 127人 | 174人 |

**◆5(1)②-5 教育課程研究集会特別支援教育部会**

(県教育庁 学校教育課)

県内の公立小・中学校の特別支援学級（知的障がい）における教育課程に関する研究成果を発表し、もって教員等の指導力の向上と学習指導の改善に資する。

**実績**

|      | R3   | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 参加者数 | 実施無し | 273 | 366 | 245 | 432 |

※R3 まで事務所別研究集会、R4 は特別支援教育教育課程研究集会（オンデマンド型）として実施

※R5 から教育課程研究集会特別支援教育部会（オンデマンド型）として実施

**◆5(1)②-6 特別支援教育（知的障がい等）新担当教員実地研修会**

(県教育庁 学校教育課)

県内の公立小・中学校の特別支援学級（知的障がい等）を初めて担任する教員及び担任経験の少ない教員に対して、特別支援学校（知的障がい）で実地研修を行い、障がい特性及び学習指導法に関する基本的事項について理解を深めさせ、指導力の向上を図る。

**実績**

|      | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|------|------|------|------|------|------|
| 参加者数 | 200人 | 180人 | 145人 | 157人 | 156人 |

**◆5(1)②-7 特別支援教育巡回相談員制度**

(県教育庁 学校教育課)

県内の公立小・中学校の特別支援学級、通級指導教室及び特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している通常の学級における学級運営及び学習指導の改善・充実のため、特別支援教育巡回相談員に委嘱された教員が、要請により、特別支援学級等担任者の相談に応じ、必要な助言・指導を行う。

**実績**

|      | R3  | R4   | R5  | R6  | R7  |
|------|-----|------|-----|-----|-----|
| 相談員数 | 98人 | 103人 | 99人 | 96人 | 97人 |

**◆5(1)②-8 青森第一高等養護学校分教室（重複学級）の設置**

(県教育庁 学校教育課)

医療施設における日常的ケアを必要とし、青森第一高等養護学校に通学できない生徒のため、分教室（重複学級）を青森第一養護学校内に設置し、後期中等教育を実施。（R7 対象者なし）

**◆5(1)②-9 訪問教育指導**

(県教育庁 学校教育課)

特別支援学校に在籍し、障がいのため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う。訪問による授業は、年間 38 週、週当たり小中学部は 2 回、高等部は 3 回実施。

**実績**

|      | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------|----|----|----|----|----|
| 小中学部 | 3人 | 2人 | 6人 | 7人 | 8人 |
| 高等部  | 3人 | 2人 | 2人 | 2人 | 1人 |

**◆5（１）②—１０ 特別支援学校進路指導主事研究協議会**

（県教育庁 学校教育課）

特別支援学校生徒の職業自立を目指すため、障がい者の就業に係る関係機関、雇用主及び特別支援学校就職指導担当者等が就職指導上の課題等について協議を行う。

**実績**

|      | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|------|------|------|------|------|------|
| 開催時期 | 4/21 | 4/20 | 4/19 | 4/17 | 4/17 |
| 参加者  | 21人  | 21人  | 21人  | 21人  | 21人  |

**◆5（１）②—１１ 特別支援学校技能検定事業**

（県教育庁 学校教育課）

特別支援学校高等部生徒の卒業後の社会的・職業的自立を促進するため、青森県版「特別支援学校技能検定」の実施及び協力企業等との連携強化等を行う。

**（２）特別支援教育や障がい児（者）に対する理解・啓発の推進**

障がい児（者）が、家庭や地域社会から孤立しないで、多くの学習機会を得られるよう支援するとともに、県民の理解の促進を図ります。

**◆5（２）—１ 障がい者の生涯学習支援事業**

（県教育庁 生涯学習課）

特別支援学校卒業生の自立と社会参加を支援し社会性の向上を目指すことを目的として、集団学習や趣味の講座、障がい者スポーツを通して他の卒業生や在校生、地域住民等と交流する機会を提供する。

- ・内容 （１）社会参加学習  
（一般教養の向上、職業生活、日常生活を豊かにすること、障がい者の福祉）  
（２）スポーツ体験交流
- ・実施状況 県立特別支援学校 16校で実施（延べ回数：45回）。

**実績**

|          | R3   | R4     | R5     | R6     | R7     |
|----------|------|--------|--------|--------|--------|
| 参加者数（延べ） | 119人 | 1,602人 | 1,396人 | 1,789人 | 1,810人 |

**◆5（２）—２ 特別支援学校における障がいに関する理解促進事業（県教育庁 生涯学習課）**

県立特別支援学校において、障がいのある児童・生徒を有する父母等が、こどもの健やかな成長のために、障がい児（者）の心理や行動について理解を深めたり、家庭における教育や卒業後の就労などについて必要な知識を習得したりするほか、県民を対象に特別支援学校の有する専門性を生かした公開講座（以下「公開講座」という。）を実施するなどして、障がいに関する理解促進を図るための取組を行う。

- ・学習内容 児童生徒の心理や行動、障がい者の就労、福祉、体育及びレクリエーション、特別支援学校が有する専門性と公益性の高い分野に関すること。
- ・実施状況 県立特別支援学校 18校で実施（延べ回数：67回）。

**実績**

|          | R3   | R4     | R5     | R6     | R7     |
|----------|------|--------|--------|--------|--------|
| 参加者数（延べ） | 693人 | 1,107人 | 1,304人 | 1,349人 | 1,007人 |

### (3) 特別支援教育担当教員等の資質の向上

特別支援教育を充実を図るため、特別支援教育に関する専門的知識や技能の習得を目的とした教職員研修の充実を図ります。

#### ◆5(3)ー1 国立特別支援教育総合研究所等への派遣 (県教育庁 学校教育課)

特別支援教育にかかる専門的知識や技術を習得し、資質の向上と指導力の充実を図る。

#### 実績

| 実施状況  | R3   | R4   | R5  | R6  | R7  |
|-------|------|------|-----|-----|-----|
| 派遣研修数 | ※6研修 | ※6研修 | 5研修 | 6研修 | 6研修 |
| 派遣職員数 | 16人  | 14人  | 10人 | 11人 | 13人 |

※オンラインを含む

#### ◆5(3)ー2 県総合学校教育センターにおける研修 (県教育庁 学校教育課)

特別支援教育に関する専門的知識・技能等を習得し、実践的指導力の向上を図る。

- ・自立活動研修講座、特別支援学級授業づくり研修講座、「気になる子供」のかかわり方研修講座、「できてうれしい気持ち」を育てる教材・教具研修講座、高等学校における特別支援教育研修講座、インクルーシブな学びを支える通常の学級の授業づくり研修講座等実施

## 6. 雇用・就業の促進

### (1) 雇用の促進と職場定着

障がい者の雇用・就業を促進するため、障がい者雇用についての県民の理解を促進するとともに、各種制度の活用等による障がい者の雇用に取り組む企業への支援及び就労支援・就労定着支援体制の充実を図ります。

#### ①障がい者の雇用の促進

障がい者の一層の雇用促進と雇用の安定を図るため、国と連携を図り、障がい者法定雇用率達成に向けて、障がい者に雇用の場を提供する社会連帯責務についての理解を求めるなど意識啓発を推進するほか、地方公共団体等における障がい者の雇用及び職域の拡大を推進します。

#### ◆6(1)①-1 障がい者雇用率制度に基づく障がい者の雇用促進

(総務部 人事課)

障がい者の一層の雇用促進と雇用の安定を図るため、障がい者法定雇用率達成に向けて、県における障がい者雇用に努める。

#### 実績

|              | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 県雇用率(6月1日現在) | 2.95% | 2.94% | 2.93% | 3.02% | 3.04% |
| 地方公共団体法定雇用率  | 2.60% | 2.60% | 2.60% | 2.80% | 2.80% |
| 採用者数(4月1日付け) | 1人    | 3人    | 1人    | 2人    | 2人    |

平成8年度から、身体障がい者を対象とした職員採用選考試験を実施し、令和3年度からは受験資格を知的障がい者及び精神障がい者に拡大して、障がい者を対象とした職員採用選考試験として実施しており、令和7年4月1日までに66名を採用した。

また、平成30年度から身体障がい者を対象とした非常勤事務員採用試験を実施し、令和元年度からは受験資格を知的障がい者及び精神障がい者に拡大して、障がい者を対象とした非常勤事務員採用試験として実施しており、令和7年4月1日までに42名を採用した。

#### ◆6(1)①-3 障がい者雇用に係る表彰制度(こども家庭部 若者定着還流促進課)

障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者に対して青森県知事表彰を授与し、事業主の障がい者雇用促進に関する認識と理解を一層深めるとともに、障がい者の職業的意欲を喚起する。

#### 実績

|          | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|----------|----|----|----|----|----|
| 被表彰事業所数  | 1社 | 1社 | 2社 | 1社 | 3社 |
| 被表彰障がい者数 | 4人 | 5人 | 4人 | 4人 | 3人 |

#### ◆6(1)①-2 障がい者雇用促進加速化事業

(こども家庭部 若者定着還流促進課)

事業主への障がい者雇用啓発と短期 職場実習を一体的に行うことにより、障がい者雇用を促進する。

#### 実績

令和7年度

- ・障がい特性リーフレットの作成 2,500部
- ・障がい者雇用事例集の作成 1,500部
- ・障がい者雇用事業所見学会の開催 3回
- ・障がい者雇用促進セミナーの開催 3回
- ・障がい者就労支援業務意見交換会の開催 1回

## ②障がい者雇用推進に取り組む企業への支援

### ◆6（1）②—1 物品等に係る競争入札参加資格審査・契約事務

（財務部財産管理課、出納局会計管理課）

障がい者を積極的に雇用している企業に対して、物品等の競争入札参加資格者名簿登載時の等級格付において優遇措置を講じるとともに、これらの企業の受注機会の拡大に努める。

## ③障がい者の就労支援・就労定着支援

障がい者の就業能力を高めるための各種制度を活用し、障がい者の就労の促進を図ります。

### ◆6（1）③—1 障がい者就業・生活支援センター（生活支援等）事業

（健康医療福祉部 障がい福祉課）

県が指定した障がい者就業・生活支援センターにおいて、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、生活支援ワーカーが相談に応じるなど、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の支援を行う。

#### 実績

|              | R 3     | R 4     | R 5     | R 6     | R 7     |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実施箇所数        | 6 法人    | 6 法人    | 6 法人    | 6 法人    | 6 法人    |
| 登録者数（実人員）    | 2,333 人 | 2,513 人 | 2,738 人 | 2,907 人 | 2,992 人 |
| 相談受付・支援回数（延） | 4,349 回 | 4,050 回 | 4,256 回 | 3,340 回 | 3,740 回 |

## （2）障がい者の職業能力開発の推進

障がい者の職業能力の向上を図るため、県立障がい者職業訓練校における職業訓練や民間教育機関等における障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練の充実を図るとともに、障がい者の各種競技大会への参加を支援します。

### ◆6（2）—1 障がい者職業訓練校における職業訓練 （経済産業部 産業イノベーション推進課）

障がい者が職業的自立に必要な技能を身につけて社会参加するための職業訓練の実施。

#### 実績

| 訓練科                 |     | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| デジタルデザイン科<br>（旧製版科） | 定員  | 15  | 15  | 15  | 15  | 15  |
|                     | 入校者 | 5   | 7   | 14  | 12  | 10  |
|                     | 修了者 | 5   | 4   | 10  | 7   | 5   |
|                     | 就職者 | 4   | 1   | 4   | 3   | 3   |
| OA 実務科              | 定員  | 15  | 15  | 15  | 15  | 15  |
|                     | 入校者 | 11  | 11  | 9   | 4   | 9   |
|                     | 修了者 | 9   | 8   | 9   | 2   | 6   |
|                     | 就職者 | 6   | 4   | 5   | 1   | 2   |
| 作業実務科               | 定員  | 10  | 10  | 10  | 10  | 10  |
|                     | 入校者 | 4   | 5   | 3   | 2   | 8   |
|                     | 修了者 | 4   | 3   | 3   | 2   | 8   |
|                     | 就職者 | 2   | 2   | 3   | 1   | 2   |

◆6(2)-2 障がい者職業訓練校施設整備 (経済産業部 産業イノベーション推進課)

障がい者職業訓練校における職業訓練に必要な施設・設備の整備。

|    |       |                                                                   |
|----|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 実績 | R2 実績 | オンライン訓練機器(専用 PC、ディスプレイ、カメラ等) 3台、A3 プリンター1台、液晶プロジェクター1台、介護訓練用ベッド1台 |
|    | R3 実績 | パソコン10台、A4カラーインクジェット複合機1台                                         |
|    | R4 実績 | パソコン 15台                                                          |
|    | R5 実績 | なし                                                                |
|    | R6 実績 | カーペットポリッシャー1台                                                     |
|    | R7 実績 | パソコン16台                                                           |

◆6(2)-3 障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施

(経済産業部 産業イノベーション推進課)

障がい者個々の多様なニーズに対応した職業訓練受講機会を拡大し雇用促進に資するため、多様な委託先(社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等)を活用した短期間の職業訓練を行う。

・知識・技能習得訓練コース

民間教育訓練機関を委託先として、パソコンの基本操作やワープロソフト、表計算ソフト等の操作方法を学び、事務処理及び管理業務の効率化を習得する。

|    |                |     |    |    |    |    |    |
|----|----------------|-----|----|----|----|----|----|
| 実績 | 校名             |     | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|    | 青森高等技術<br>専門学校 | 定員  | 8  | 10 | 8  | 8  | 7  |
|    |                | 入校者 | 11 | 10 | 5  | 5  | 5  |
|    |                | 修了者 | 11 | 10 | 5  | 5  | 5  |
|    |                | 就職者 | 2  | 0  | 3  | 2  | 2  |
|    | 八戸工科学院         | 定員  | 8  | 10 | 8  | 8  | 7  |
|    |                | 入校者 | 9  | 8  | 8  | 7  | 5  |
|    |                | 修了者 | 9  | 8  | 8  | 6  | 5  |
|    |                | 就職者 | 3  | 5  | 4  | 4  | 3  |
|    | 障がい者職業訓<br>練校  | 定員  | 8  | -  | -  | -  | -  |
|    |                | 入校者 | 0  | -  | -  | -  | -  |
|    |                | 修了者 | 0  | -  | -  | -  | -  |
|    |                | 就職者 | 0  | -  | -  | -  | -  |

・実践能力習得訓練コース

企業等を委託先として、事業所現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上を行う職業訓練を実施する。

|    |                                    |     |    |    |    |    |    |
|----|------------------------------------|-----|----|----|----|----|----|
| 実績 | 校名                                 |     | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|    | 青森高等技術<br>専門学校<br>(むつ管内での<br>実施含む) | 定員  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  |
|    |                                    | 入校者 | 1  | 4  | 3  | 4  | 5  |
|    |                                    | 修了者 | 1  | 4  | 3  | 4  | 5  |
|    |                                    | 就職者 | 1  | 3  | 3  | 3  | 5  |
|    | 八戸工科学院                             | 定員  | 5  | 6  | 6  | 6  | 5  |
|    |                                    | 入校者 | 5  | 8  | 7  | 4  | 5  |
|    |                                    | 修了者 | 5  | 6  | 7  | 4  | 5  |

|           |     |   |   |   |   |   |
|-----------|-----|---|---|---|---|---|
|           | 就職者 | 5 | 5 | 7 | 3 | 3 |
| 障がい者職業訓練校 | 定員  | 5 | 5 | 6 | 6 | 5 |
|           | 入校者 | 1 | 5 | 3 | 6 | 5 |
|           | 修了者 | 1 | 4 | 3 | 5 | 5 |
|           | 就職者 | 0 | 3 | 2 | 5 | 5 |

・在職者訓練コース

在職障がい者のスキルアップを支援する。

**実績**

| 校名             |       | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|----------------|-------|----|----|----|----|----|
| 青森高等技術<br>専門学校 | 定員    | 14 | 21 | 5  | 6  | 6  |
|                | 入校者   | 3  | 0  | 0  | 3  | 2  |
|                | 雇用継続者 | 3  | 0  | 0  | 3  | 2  |

◆6(2)ー4 障害者技能競技大会（アビリンピック）（こども家庭部 若者定着還流促進課）

障がい者技能競技大会の開催や全国障害者技能競技大会への参加支援により、障がい者の職業能力の向上と雇用の促進を図ります。

**実績**

- ・青森県障がい者技能競技大会 令和7年10月30日（木）、11月1日（土）
- ・全国障害者技能競技大会 令和7年10月17日（金）～19日（日）

◆6(2)ー5 訓練手当の支給（経済産業部 産業イノベーション推進課）

求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金として、雇用対策法、同法施行規則及び青森県職業訓練手当支給規則に基づき、訓練手当（基本手当、受講手当、通校手当及び寄宿手当）を支給します。

**(3) 一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化**

働く意欲のある障がい者が適正に応じて能力を十分に発揮することができるようにするため、一般就労に向けた多様な就業の機会を提供するとともに就労定着のための支援を行います。

また、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃水準の向上を図るとともに、一般就労への移行支援を行います。

◆6(3)ー1 工賃向上支援事業（健康医療福祉部 障がい福祉課）

障がい者の工賃アップに向けた就労支援事業所の取組を支援するため、次の事業を行う。

・農福連携による障がい者の就農支援事業

農業に取り組む事業所等が生産した農産物等を集め、一般に販売する農福連携マルシェを開催

・障がい者就労施設工賃向上支援事業

県内各圏域に関係者による協議会を設置し、事業所が生産する商品の販売促進等を図る。また、低工賃の事業所に対し、アドバイザーとともに現地に出向き、課題把握・工賃向上計画の作成等を指導する。

**実績**

|        | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 共同受注窓口 | 6カ所 | 5カ所 | 6カ所 | 6カ所 | 6カ所 |

## 7. 情報バリアフリー化と多様な他者とのコミュニケーションの推進

### (1) ICT等デジタル技術を活用した情報バリアフリー化の推進

障がい者がICT等のデジタル技術を活用して、日常生活や社会生活において必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、様々な場合でインターネットの利活用などによるアクセシビリティに配慮した取組により、情報バリアフリー化を推進します。

#### ◆7(1)ー1 障がい者ITサポートセンター運営事業 (健康医療福祉部 障がい福祉課)

青森県身体障害者福祉センターねむのき会館において、障がい者等の情報活用能力の向上を支援するため、障がいに応じた講習会の開催やパソコン指導ができる人材の育成等を行う。

周辺機器体感ルームの設置、指導者の育成、講習会の開催。

#### 実績

|      | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|------|------|------|------|------|------|
| 利用者数 | 186人 | 261人 | 281人 | 513人 | 376人 |

#### ◆7(1)ー2 字幕入りDVDライブラリー事業 (健康医療福祉部 障がい福祉課)

字幕又は手話を挿入したDVDを制作し、聴覚障がい者等へ貸し出す。

青森県聴覚障がい者情報センターで貸出(所有数 3,325番組)

#### 実績

|      | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|------|------|------|------|------|------|
| 利用者数 | 58人  | 102人 | 115人 | 106人 | 98人  |
| 貸出件数 | 158件 | 318件 | 273件 | 290件 | 308件 |

#### ◆7(1)ー3 県広報紙「AOMORI MAG」の録音図書及び点字図書の製作・配布並びに県庁ホームページにおける音声版ページの作成 (総務部 広報広聴課)

- ・年6回(偶数月)発行の「AOMORI MAG」の録音図書及び点字図書を製作し、配布する。

(一般社団法人青森県視覚障害者福祉会委託)

- ・県庁ホームページ内に「AOMORI MAG」の音声版ページを作成する。

#### ◆7(1)ー4 県庁ホームページのウェブアクセシビリティの確保のための助言指導 (総務部 広報広聴課)

視覚障がい者等、ホームページの閲覧に制限がある利用者にも等しく情報が伝わるようアクセシビリティに配慮したホームページとする。

- ・各所属で作成するホームページに対する助言及び指導。(随時)
- ・県庁ホームページについてアクセシビリティ対応状況を確認。
- ・職員向けCMS研修内で、ウェブアクセシビリティについて指導。

#### ◆7(1)ー5 県広報テレビ番組での聴覚障がい者向け字幕サービスの実施 (総務部 広報広聴課)

県広報テレビ番組「CrossA (RAB)」「みらい☆ルーキー (ABA)」「土曜のお昼、d-iZe と一緒にませんか (ATV)」「(R6～)」において、聴覚障がい者向けの字幕サービスを実施。

#### ◆7(1)ー6 知事記者会見の手話付き動画の公開 (総務部 広報広聴課)

(総務部 広報広聴課)

知事記者会見に手話を付けて動画を公開（R5～）。

◆7（１）－7 障がい者支援のためのICTサポーター育成講座の開催

（総合政策部 DX推進課）

視覚・聴覚・四肢・精神障がい者へスマートフォン・アプリの使い方を教えることができる人財の育成を行う。

- ・障がいのある方の支援のためのICTサポーター育成講座の開催等（H25～）

◆7（１）－8 視覚・聴覚障がい者等を対象としたデジタル技術利活用講座の開催

（総合政策部 DX推進課）

視覚・聴覚障がい者を対象に、仕事や日常生活で活用できるデジタルスキルを学ぶ講座を行う。

- ・障がい者の方が仕事で活用できるICT技術を身につける講座の開催等（R3～）

◆7（１）－9 青森県警察ホームページの運用

（県警察本部 広報課・情報管理課）

青森県警察ホームページでバリアフリーページを運用し、視覚障がい者に音声で情報の提供を行う。

- ・主な提供情報（事件事故メモ、交通事故情報、相談窓口、各種手続案内等）
- ・バリアフリーページにアクセスしやすいようにデザインのリニューアルを実施（H28年度）

◆7（１）－10 「警察行政手続オンライン化システム」の運用

（県警察本部 警務課）

令和7年12月15日から「警察行政手続オンライン化システム」の運用が開始され、警察に対する各種申請・届出を電子ポータルサイト「e-Gov」を通じて24時間365日いつでも、自宅や職場のパソコンから行うことが可能となった。

◆7（１）－11 交番・駐在所等における電話リレーサービスによる「手話リンク」の運用

（県警察本部 警務課）

令和7年11月20日から、聴覚障がい者等が勤務員不在の交番、駐在所等を訪れた際に活用するため、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが法人向けサービスとして提供している「手話リンク」の運用を開始した。

（２）「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の施策の推進

当該条例の趣旨に基づき、障がい者があらゆる分野の活動に参加する機会において、他社と交流し、情報を伝達し、互いの感情を理解し合い、円滑な意思疎通を図ることができるようにするため、障がい者にとっての多様な意思疎通手段についての県民の理解を促進するとともに、障がい者が意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進します。

◆7（２）－1 手話奉仕員養成事業

（健康医療福祉部 障がい福祉課）

聴覚障がい者に関連する福祉制度等についての理解を広め、手話で日常会話を行うのに必要な語彙及び表現技術を習得させる。青森県聴覚障がい者情報センターで実施。

実績

|      | R3                | R4                | R5                 | R6                | R7                 |
|------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| 修了者数 | 20人               | 20人               | 24人                | 26人               | 32人                |
|      | 入門課程 8<br>基礎課程 12 | 入門課程 11<br>基礎課程 9 | 入門課程 11<br>基礎課程 13 | 入門課程 17<br>基礎課程 9 | 入門課程 20<br>基礎課程 12 |

◆7（２）－2 手話通訳者養成事業

（健康医療福祉部 障がい福祉課）

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等についての理解を広め、手話通訳に必要な語彙・表現技術及び基本技術を習得させる。青森県聴覚障がい者情報センターで実施。

**実績**

|      | R3                      | R4                      | R5                      | R6                       | R7                |
|------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------|
|      | 16人                     | 20人                     | 7人                      | 21人                      | 25人               |
| 修了者数 | 通RⅠ 8<br>通RⅡ 5<br>通RⅢ 3 | 通RⅠ 9<br>通RⅡ 8<br>通RⅢ 3 | 通RⅠ 0<br>通RⅡ 3<br>通RⅢ 4 | 通RⅠ 15<br>通RⅡ 5<br>通RⅢ 1 | 通RⅠ 9<br>通RⅡ・Ⅲ 16 |

◆7(2)ー3 要約筆記者養成事業

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

中途失聴者や難聴者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手書き又はパソコンを活用した要約筆記の技術を習得させる。青森県聴覚障がい者情報センターで実施。

**実績**

|      | R3             | R4              | R5              | R6              | R7             |
|------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
|      | 16人            | 14人             | 11人             | 23人             | 9人             |
| 修了者数 | 講座Ⅰ 9<br>講座Ⅱ 7 | 講座Ⅰ 11<br>講座Ⅱ 3 | 講座Ⅰ 10<br>講座Ⅱ 1 | 講座Ⅰ 15<br>講座Ⅱ 8 | 講座Ⅰ 8<br>講座Ⅱ 1 |

◆7(2)ー4 点訳奉仕員養成事業

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

点字図書の基礎知識、点訳の方法及び実技、身体障がい者福祉の概要等について講習を行う。青森県視覚障がい者情報センターで実施。

**実績**

|      | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------|----|----|----|----|----|
| 修了者数 | 4人 | 5人 | 4人 | 2人 | 4人 |

◆7(2)ー5 音訳奉仕員養成事業

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

声の図書の基礎知識、朗読の方法及び実技、身体障がい者福祉の概要等について講習を行う。青森県視覚障がい者情報センターで実施。

**実績**

|      | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------|----|----|----|----|----|
| 修了者数 | 5人 | 5人 | 9人 | 5人 | 2人 |

◆7(2)ー6 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣。

**実績**

|      | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|------|------|------|------|------|------|
| 派遣件数 | 42件  | 69件  | 62件  | 61件  | 66件  |
| 派遣人数 | 155人 | 307人 | 267人 | 304人 | 327人 |

◆7(2)ー7 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、意思疎通及び移動等の支援を行う通訳・介助員を派遣。

**実績**

|      | R3  | R4  | R5  | R6  | R7   |
|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 派遣件数 | 37件 | 37件 | 44件 | 39件 | 97件  |
| 派遣人数 | 51人 | 64人 | 69人 | 71人 | 149人 |

### （３）「青森県手話言語条例」の施策の推進

当該条例の趣旨に基づき、県と聴覚障がい者情報センターが、手話が言語であることの県民の理解促進や、手話を習得する機会の確保に取り組みます。

- ・ポスターやパンフレット、動画配信による普及啓発
- ・県や市町村職員を対象にした手話言語研修
- ・９月２３日の「手話言語の国際デー」にちなんだイベント実施
- ・手話通訳者の養成
- ・手話奉仕員養成講座や初心者向けの手話講習会の開催

### （４）情報アクセシビリティの推進

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨に基づき、障がい者が地域に関わらず等しく必要な情報を、障がい者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を取得できる環境の整備を推進します。

- ・失語症者向け意思疎通支援者等の養成講座の開催
- ・遠隔要約筆記環境整備事業
- ・電話リレーサービス、ヨメテルの制度周知

### （５）読書バリアフリーの推進

読書バリアフリー法の趣旨に基づき、障がいの有無に関わらず、すべての県民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるよう、視覚障がい者等の読書環境の整備を進めます。

- ・視覚障がい者情報センターにおけるアクセシブルな書籍等（点字図書、デージー図書等）の製作・貸出
- ・視覚障がい者情報センターから他の図書館への貸出、他の図書館から視覚障がい者情報センターが借り受けたアクセシブルな書籍等の貸出
- ・視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）の活用

## ８．スポーツ・文化・芸術活動への参加促進

### （１）障がい者のスポーツ活動への参加機会の拡大

障がい者の体力の増強や交流を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者のスポーツ活動への参加機会の拡大や障がい者スポーツの支援体制の充実を図るとともに、２０２６（令和８）年に本県で開催される第２５回全国障害者スポーツ大会に向け、参加選手や指導者等の育成・強化等に係る取組を推進します。

#### ◆８（１）－１ 障がい者スポーツ指導員養成事業

（健康医療福祉部 障がい福祉課）

障がい者スポーツ指導員を養成（初級）するとともに、養成に係る費用の一部を助成（中級）した。

（青森県身体障害者福祉協会に委託）

#### 実績

| <養成人数> | R3 | R4  | R5  | R6  | R7 |
|--------|----|-----|-----|-----|----|
| 初 級    | 中止 | 25人 | 25人 | 15人 | 9人 |

|     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 中 級 | 3 人 | 2 人 | 1 人 | 1 人 | 3 人 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

#### ◆8(2)ー2 青森県障がい者スポーツ大会の開催

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

県内の障がい児者がスポーツに親しみ、競技力の向上を図り、相互交流を深めるとともに、県民の障がい者に対する理解と認識の向上を図る。(青森県身体障害者福祉協会に委託)

#### 実績

|       | R 3                   | R 4                   | R 5       | R 6       | R 7       |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 開催時期  | 新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止 | R5.8~9    | R6.8~9    | R7.8~9    |
| 競技種目数 | 種目                    | 種目                    | 9 種目      | 9 種目      | 9 種目      |
| 参加者数  | 人                     | 人                     | 約 1,200 人 | 約 1,150 人 | 約 1,150 人 |
| うち選手数 | 人                     | 人                     | 678 人     | 690 人     | 690 人     |

#### ◆8(3)ー3 全国障害者スポーツ大会派遣費補助

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

全国障害者スポーツ大会及び東北・北海道予選大会への参加経費補助。

#### 実績

| <全国大会>      | R 3                   | R 4  | R 5  | R 6  | R 7   |
|-------------|-----------------------|------|------|------|-------|
| 開催時期・開催地    | 新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止 | 栃木県  | 鹿児島県 | 佐賀県  | 滋賀県   |
| 派遣人員(選手・役員) | 人                     | 72 人 | 84 人 | 76 人 | 132 人 |

#### ◆8(3)ー4 障がい者スポーツ教室開催事業

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

障がい者の体力増強・交流・余暇等に資するため、及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ教室を実施。(青森県身体障害者福祉協会に委託)

- ・地区別身体障がい者スポーツ大会開催 (R 4は2地区のみ開催)

#### 実績

|      | R 3  | R 4  | R 5   | R 6   | R 7   |
|------|------|------|-------|-------|-------|
| 参加者数 | 70 人 | 92 人 | 216 人 | 275 人 | 236 人 |

- ・障がい者スポーツ教室開催

#### 実績

|      | R 3   | R 4   | R 5   | R 6   | R 7   |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 参加者数 | 461 人 | 500 人 | 834 人 | 817 人 | 558 人 |

### (2) 障がい者の文化・芸術活動への参加機会の拡大

障がい者の余暇の充実を図り、その生活を心豊かなものにするため、文化芸術の鑑賞、創作等を通じて、障がい者が文化芸術活動を行うことができる環境整備を推進するとともに、障がい者の文化芸術活動に対する支援や作品等の地域における発表、展示等の取組を推進します。

#### ◆8(2)ー1 芸術・文化講座開催事業

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

障がい者を対象とした音楽教室、絵画教室等を開催し文化芸術活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備を行う。(青森県身体障害者福祉協会に委託)

- ・絵手紙教室・クッキング教室等の開催

#### 実績

|         |      | R 3  | R 4  | R 5  | R 6  | R 7  |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| 絵手紙教室   | 開催回数 | 2 回  | 2 回  | 3 回  | 5 回  | 3 回  |
|         | 参加者数 | 14 人 | 18 人 | 25 人 | 51 人 | 23 人 |
| クッキング教室 | 開催回数 | 3 回  | 3 回  | 4 回  | 2 回  | 2 回  |

|  |      |     |     |     |     |     |
|--|------|-----|-----|-----|-----|-----|
|  | 参加者数 | 29人 | 35人 | 44人 | 24人 | 20人 |
|--|------|-----|-----|-----|-----|-----|

◆8(2)ー2 障がい者芸術文化活動普及支援事業

(健康医療福祉部 障がい福祉課)

芸術文化活動を行う障がい者本人やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等を支援する拠点として「青森県障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、障がい者の芸術文化活動の振興を図る。(社会福祉法人あーるどに委託)

- ・支援者養成巡回プログラムの実施
- ・公募展の開催(R2～)

**実績**

|       |      |      |      |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|
|       | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
| 応募作品数 | 220点 | 250点 | 283点 | 307点 | 373点 |